

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 5 号

令和 8 年（2026年） 6 月15日（月）（第 5 日）

吹田市議会会議録 5 号

令和 8 年 5 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 8 年 6 月 15 日 午前 10 時開議

- 1 { 議案第 44 号 退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 45 号 吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 47 号 吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 60 号 吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更について
- 議案第 63 号 令和 8 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 一般質問
- 3 報告第 9 号 専決処分報告
 - 専決第 2 号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 { 議案第 46 号 予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例及び吹田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 61 号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 議案第 62 号 大阪広域水道企業団が共同処理する事務の変更に関する協議について
- 議案第 64 号 吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 32 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五十川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	8 番	後 藤 恭 平
9 番	中 西 勇 太	10 番	玉 井 美 樹 子
11 番	山 根 建 人	12 番	村 口 久 美 子
13 番	後 藤 久 美 子	14 番	川 田 尚
15 番	江 口 礼 四 郎	17 番	浜 川 剛
18 番	井 上 真 佐 美	20 番	竹 村 博 之
21 番	塩 見 み ゆ き	22 番	柿 原 真 生
23 番	清 水 亮 佑	24 番	今 西 洋 治
25 番	林 恭 広	26 番	澤 田 直 己
27 番	白 石 透	28 番	有 澤 由 真
29 番	矢 野 伸 一 郎	30 番	小 北 一 美
31 番	橋 本 潤	32 番	乾 詮
33 番	高 村 将 敏	34 番	井 口 直 美
35 番	泉 井 智 弘	36 番	藤 木 栄 亮

○ 欠席議員 1 名

19 番 野 田 泰 弘

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	山 下 栄 治
総 務 部 長	井 田 一 雄	行 政 経 営 部 長	北 澤 直 子
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	岡 松 道 哉
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	今 峰 み ち の
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	梶 崎 浩 明
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水 道 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理事（子育て支援センター担当）	岡 田 貴 樹	理 事（公 共 施 設 整 備 担 当）	木 村 博 一
理事（地域整備担当）	野 口 裕 嗣	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	大 山 達 也	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之		

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	次 長	守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹	森 岡 伸 夫
主 査	西 村 雄 貴	主 査	新 宮 航 平
主 任	角 田 詩 織	書 記	三 枝 暉 秋

○
(午前10時 開議)

○橋本 潤議長 ただいまから5月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は32名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者は1名であります。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

これより議事に入ります。

○橋本 潤議長 日程1 議案第44号、議案第45号、議案第47号、議案第60号及び議案第63号並びに日程2 一般質問を一括議題とし、過日に引き続き質問を受けることにいたします。通告順位により順次発言を願います。25番 林議員。

(25番林議員登壇)

○25番 林 恭広議員 おはようございます。大阪維新の会、林 恭広です。個人質問をさせていただきます。

まずは、教育的施設の持続可能な運営と民間感覚の導入についてお尋ねします。

重要文化財旧西尾家住宅や自然の家など、教育的施設への多額の投資を伴う大規模な投資ができるのは、ひとえに市民の尊い納税のたまものであり、行政にはその原資を国費、市費関係なく、1円たりとも無駄にしない責任があります。

本市は、昨年、万博の生徒招待事業から撤退された際、大江教育長は、学びは教育で完結せず、平素と異なる環境で見聞を広めることが大切との趣旨の御答弁をされました。その教育的意義には私も深く共感しております。健全な財政運営を目指す本市において、これら教育的施設の投資対効果や維持管理の持続可能性について、教育委員会としてどのような危機感と基本認識をお持ちか、明確な御見解をお答えください。

○橋本 潤議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 地域教育部が所管する社会教育施設につきましては、生涯学習を主な目的として公民館、博物館、図書館、青少年施設など多岐に

わたって設置しており、維持管理や運営等に多額の費用を要している認識は持っております。

一方で、これらの施設に要する費用については、全ての市民を対象に学習や体験、交流などの機会を提供する上で、必要不可欠な投資と考えております。また、投資に対する効果を一概に定量的にはかるのは困難なものの、市民一人一人が豊かな人生を送るための生涯学習の観点から、教育的な意義が高い施設と認識しております。

今後も、公共施設（一般建築物）個別施設計画などを基に、関係所管と協議、調整し、最適な時期に維持補修や改修等を計画的に行うなどして、ライフサイクルコストの低減に努め、将来にわたり生涯学習の機会を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 25番 林議員。

(25番林議員登壇)

○25番 林 恭広議員 では、その多岐にわたる施設に大規模な投資を行う以上、それに見合う持続可能な財政基盤もセットで設計すべきと考えます。他市の先進事例を見れば、世界遺産である姫路城では、将来の膨大な修繕費を見据え、受益者負担の在り方を柔軟に見直しています。ですが、本市の吹田市立博物館や自然の家など、教育的施設だからという理由だけで、一律の低料金や無料といった硬直化した運用に終始していないでしょうか。

私は、未来を担う子供たちの利用機会については、行政として100%無料や格安という形で行財政的に守るべきだと考えます。しかし、その一方で経済力のある大人からは、適切な料金を頂き、さらに市外からの観光客やインバウンドに対しては、国内外のトレンドに合わせたデュアルプライシングを導入するなど、戦略的な料金体系へかじを切るべきではないかと考えますが、担当部の御所見をお聞かせください。

○橋本 潤議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 所管する社会教育施設におきましても、本市の使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針の受益と負担の公平性の確保の観点から料金の算定方法を定めております。

例に挙げられた所管施設で申し上げますと、博物館では、博物館法において原則無料と定められておりますが、近隣市の状況や維持管理費を勘案し、学生を低廉な料金としつつも、一定の受益者負担を求めています。また、自然の家では、青少年対象の施設でもあったため、高校生以下または18歳未満の市民を無料としつつも、それ以外の市民から管理運営経費の50%の受益者負担を求めており、さらに市外の利用者は、有料利用の市民に比べ6倍から9倍の負担としております。

引き続き近隣他市の状況等も踏まえつつ、各施設の特徴も勘案した適切な料金設定の下、できる限り財源確保をして、魅力ある施設として利用していただけよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 博物館及び自然の家について、現時点における料金体系の御答弁をいただきました。ですが、私自身も施設利用者の一人でございますので、現在の状況については十分に把握しております。私の質問の意図が伝わっていないようですので、意見を伝えさせていただきます。

近い将来に予定されている担当部が所管する多岐にわたる施設のリニューアルにおいては、施設自体の魅力向上はもちろん当然の前提ではありますが、その上で、利用料金の改定や本市が保有する重要文化財の取扱い方針なども含め、これまでの前例や枠組みにとらわれず、あらゆる可能性を排除しない、柔軟かつ多角的な運営の方向性を御検討いただくことを強く要望いたします。

次に、全庁的な使用料設定の考え方を担当する行政経営部としての姿勢をお伺いいたします。

多額の公費を投入して公共施設の大規模な新築・改修を行った場合、その後の運用に持続可能性を担保するためには、従来の慣習にとらわれない使用料や手数料の設定、すなわち民間感覚を取り入れた柔軟な行財政運営が必要不可欠であると私は考えます。今後、使用料、手数料の改定や設定に対する行政経営部としての基本的な考え方と所見をお答えくださ

い。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 公共施設の使用料等につきましては、利用者のみならず、利用しない市民に対しても理解・納得の得られるような料金の設定が重要であり、使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針において、算定基礎となる受益者負担率や経費等の統一的な考え方を示しつつ、適切な運用に努めているところでございます。

基本方針につきましては、適宜見直しを重ねており、直近では、施設の有効活用を促進するため、曜日・時間帯ごとの料金設定や、市外在住者の区分設定等が可能となるよう、改定を行い、変化する市民ニーズや施設の特性等に柔軟に対応してきたところでございます。今後も、次期改定に向け、状況把握に努め、引き続き必要に応じた検討を行ってまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 では、次期改定に向けてよろしく願いいたします。

次に、公園行政についてお尋ねいたします。

紫金山公園の魅力向上事業において、一昨年度及び昨年度と2年連続で実施された社会実験について伺います。

これまでの議会答弁では、社会実験の結果を今後の管理運営に生かすとの趣旨の説明がなされてきました。しかし、来年度に控えた指定管理者制度の導入を前に、これが具体的にどう生かされているのかが見えてきません。名称だけをなぞったような社会実験であり、単なる実施したという実績づくりにすぎなかったのではないかと疑念を払えません。本社会実験によって得られた具体的な検証成果と、それが指定管理者制度にどのように反映されているのか、明確な御答弁を求めます。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 紫金山公園における社会実験として、令和6年度（2024年度）には防災や自然工作などの体験型プログラムを行いました。参加者のア

ンケートはおおむね好評であり、キャンプやコンサートなど新たな公園利用についても御要望を多数いただきました。

令和7年度には、自然工作体験をより深めた植物観察会（きのこ葉っぱ見つけ隊）を実施したところ、募集人数を大きく超える応募があり、アンケートにおいても自然や植物への高い関心が把握できました。

以上の結果から、指定管理者には、民間のノウハウを生かした公園の新たな利活用の検討や、市民によるイベントの実施支援と併せて、紫金山公園の里山環境の重要性を理解している、植物管理に関する専門員の配置を求めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 紫金山公園の魅力向上に向けたワークショップには、博物館や大阪府茨木土木事務所、釈迦ヶ池関係者、NEXCOWest日本、吉志部神社など、地域の多様な関係機関が参画されました。本市はこれまで関係者や市民の意見を丁寧に聴取しながら進めると答弁してきましたが、ワークショップや社会実験を通じて集約された市民の声や参加者の意見は、その後、これら多くの関係機関に対して、いつ、どのような方法でフィードバックされ、共有されたのでしょうか。具体的な伝達、共有の実績を開示してください。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 紫金山公園に係るワークショップや社会実験には、関係機関からも多数の方が参加しておりましたが、そこで集約された意見等につきましては、開催の都度発行するワークショップニュースレターにより、改めて関係機関へも共有しています。

以上でございます。

○橋本 潤議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 今の御答弁により、地域教育部が所管する博物館に関する庁内連携が、ニュースレター表裏1枚の配布という、極めて形式的な報告にとどまっていた事実が明らかになりました。市長

公約であり、多額の税金が投入される重要事業を遂行するに当たり、他の部局においても、このような希薄な情報共有しか行われていないのでしょうか。もし、そうだとすれば、現在の吹田市において、部局間の自主的な対話や横の連携が取れていない状況が常態化しているのではないかと推察いたします。この件については疑問を呈して、次の質問に移ります。

紫金山公園は、災害時に市民の命を守る重要な広域避難所に指定されています。現在、博物館の駐車場管理人が担っている災害時の具体的な役割と、今後、パークセンターが設置された際に、新たに配置される管理人の役割について、本市はそれぞれどのように位置づけ、想定しているのでしょうか。管理体制が移行する過渡期において、市民の安全確保の責任に、一切の隙間や破綻が生じないと言い切れるのか、双方の具体的な役割の違いと、危機管理体制の担保についてお答えください。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 博物館駐車場の警備業務の委託につきましては、ゲートの施錠・解錠、利用者の誘導・説明、注意看板の出し入れ等の一般的な警備業務のみを委託しており、現在の駐車場管理人が災害時における対応を担っているものではございません。

公園の指定管理導入後の駐車場の警備を含めた運営については現在検討中ではありますが、募集要項の留意事項における指定管理者の責務として、災害時の利用者の避難、誘導、安全確保、関係機関への通報、避難者の受入れなどを求め、危機管理体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 この件については検討中ということですので、これまで博物館をはじめとする関係所管との横の連携が不十分であった点を猛省いただき、今後はその遅れを取り戻すべく、組織の垣根を越えた緊密な対話と議論を重ねていただくことを強く要望いたします。

次に、パークセンターの整備に当たり、本市は必

ずしも公園敷地内に置く必要はなく、当該区域内の民間施設を借りる場合もあり得るとの趣旨の見解を示されています。そこで、都市公園法上の法的位置づけについて明確な確認を求めます。

パークセンターという公園施設は、必ずしもその公園敷地内に置く義務はないというのが本市の公式な法解釈なのでしょうか。もし、仮に公園外の民間施設で代替可能であるならば、なぜ多額の公金を投じて公園内に常設のパークセンターを新設整備しなければならないのでしょうか。その法的な論拠と事実の整合性について明確な説明を求めます。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 パークセンターにつきましては、都市公園法に規定される公園施設であり、公園内へ設置する必要があります。紫金山公園につきましては、令和9年（2027年）10月からの指定管理開始を予定していますが、パークセンターの整備が令和10年度の予定であることから、既存施設等を利用した仮施設による運営を検討しています。しかし、公園内での仮施設の設置が困難な場合には、指定管理者の仮管理事務所として、公園外の民間施設等を一時的に賃借することも必要となりますが、この場合は、あくまで公園施設ではなく、指定管理者の事務所として設置することとなります。

紫金山公園においては、指定管理者の管理事務所に加え、市民の活動を支え、情報発信の拠点にもなる場となり、公園の利便性をより高めるための施設として、パークセンターは魅力向上に必要と考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 本市だけでなく、北摂の都市公園でパークセンターが設置されていない公園が数多くあるわけですから、今の御答弁をお聞きしても、その設置が不可欠であるとは到底言えないと考えます。

指定管理者の導入も含め、現在の公園みどり室の進め方を、私には極めて拙速に映っております。公園みどり室が事業を急ぐ理由は甚だ疑問ですが、組

織の都合によって多額の税金が不必要に投入される事態は、到底容認できません。なので、パークセンターの設置が単なる無駄な箱物行政に陥ることのないようにするために、都市計画道路により分断される博物館の出先機関としての機能及び周辺の歴史ある神社や鎮守の森など、豊かな自然環境との連携という2点の要素を取り入れたビジターセンターの設置へ切り替えた対応を要望しておきます。

次に、公園みどり室が管理されているモニュメントや千里の緑地帯について数点お伺いします。

過去にも質問させていただきました千里ニュータウンに数多く点在するモニュメントについて伺います。これらはニュータウンの歴史と文化を物語る貴重な資産ですが、これらを次の世代にしっかりとつないでいくために、本市として今後どのような内容、方針で維持活用に取り組んでいくお考えか、現在の進捗と今後の見通しをお答えください。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 千里ニュータウンに数多くあるモニュメント等の屋外建造物は、設置から50年以上が経過しており、中には腐食や老朽化が進んでいるものもあります。これらについて原則的には、貴重な資産として保存していく方向であります。地震で倒壊したものもあり、安全性を確保するためには、点検により危険と判断された屋外建造物については、順次撤去を行っています。

今後の方針としましては、千里ニュータウン完成記念モニュメントは、修補等を実施し長期的な保存を図ってまいります。それ以外の屋外建造物につきましては、画像や諸元を記録し、データとして次の世代へつないでいけるよう、取組を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 昨年度まで高野台の第4緑地にあった東側ゲート標識が、市民への事前の周知や説明もないまま取り壊されているとの声が届いております。これが撤去された理由は何なののでしょうか。一方で、豊中市側に位置する千里中央駅北側の北側

ゲート標識は、最近、付近の樹木が伐採されたことで、かえって目立つようになり、今も残存しています。しかし、本市桃山台の緑地帯にある南側ゲート標識は、樹木に囲まれたまま放置されている状態です。このように豊中市と本市の間、あるいは同じ吹田市内であっても、千里ニュータウンのゲート標識の取扱いにおいて、大きな温度差があると考えますが、この状況が生じている原因はどこにあるのか、本市の見解をお答えください。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 千里ニュータウンのゲート標識につきましても、設置から50年以上が経過し、老朽化が進んでおります。本市が管理する東側ゲート標識及び南側ゲート標識は、高さ5mの巨大なコンクリート製であり、公園利用者が近づくことができる緑地内に設置されています。特に高野台の東側ゲート標識につきましては、根元部分の腐食が著しく、危険があると判断されたことから、お知らせ看板の設置により周知を行った後、近接箇所の園路整備工事と併せて撤去を行ったものです。

ゲート標識の取扱いは、豊中市におきましても老朽化や設置位置等の個別の状況に合わせて判断するものと聞いており、ゲート標識ごとに異なる取扱いを行っているものではございません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 皆様、御存じだと思いますが、千里ニュータウンは日本初のニュータウンです。その歴史を象徴するモニュメントやゲート標識は、極めて価値の高い歴史的遺産です。しかし、現在は十分な議論もないまま、ただ単に壊すばかりで解体撤去費を清掃費に転用することもせず、工夫して次世代につなぐという視点が完全に抜け落ちております。一度壊した歴史は二度と戻りません。安易な処分ではなく、民間の知恵も生かした行財政運営へ転換すべきです。公園みどり室にとどまらず、全庁一丸となって、これら貴重な財産の保全と継承について真摯に検討するよう要望して、次の質問に移ります。

千里ニュータウン近隣センター再整備と今後の都

市計画についてお尋ねいたします。

千里ニュータウンのまちづくりにおいて、極めて重要な拠点であり、後藤市長が公約にも掲げておられる近隣センターの再整備について伺います。

現在、本年11月に開催予定の都市計画審議会を控え、北千里駅前の再整備が着々と進められている一方で、地域の日常生活を支える近隣センターの再整備については目立った動きが見えません。現在の具体的な進捗状況と今後の明確な方向性をお示ください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 千里ニュータウンでは、公的賃貸住宅の建て替えが計画的に進められている一方で、近隣センターでは施設の老朽化や消費者ニーズの変化などにより、再整備が課題となっていることを十分に認識しています。

竹見台・桃山台近隣センターの再整備につきましては、民間施行の市街地再開発事業の実現に向け、現在、再開発準備組合が主体となり、未同意権利者の対応を含め、合意形成を図りながら、事業化に向けた検討を進めているところです。

一方で、検討開始からおおむね10年が経過しており、本市といたしましても、地域の皆様の生活を支えてきた当該近隣センターの再整備が推進されるよう、引き続き準備組合に対して、これまで以上に積極的に関与し支援してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 先日、市長からの、子供たちにも分かりやすい御答弁もございましたが、よりよい近隣センターを次世代に引き継ぐために、担当部としてこれまでの10年にはなかったような御支援をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本市の人口増加に伴う開発の在り方及び都市計画の哲学についての認識を伺います。

先般明らかになった令和7年度国勢調査の結果からも、本市は右肩上がりに人口を伸ばし続けております。これは、近年の大阪市の発展と、本市が持つ交通アクセスに恵まれた優れた立地条件によるもの

と考えます。しかし、この成長をただ無条件に受け入れ、拡大を続けることが果たして正解なのでしょうか。

ここで、ある一人の市民の声を御紹介いたします。本市で生まれ育ち、仕事で海外駐在を経験された後、現在は再び本市にお住まいの70代の男性から、次のような切実な御意見をいただきました。

いつまでも大きなマンションの開発を許容し続けることが、本当にこのまちの未来にとっていいことなのだろうか。この言葉は、単なる開発への懸念ではなく、まちの品格や持続可能性を憂う、示唆に富んだ御指摘であると私は受け止めております。

現在の人口増加の状況を、ただよしとして従前の開発を容認し続けるのか、あるいは一度立ち止まって足るを知るとし、中・長期的なまちのバランスを整える契機とするのか、都市計画部としてこの市民の声をどのように受け止め、このまちづくりの基本理念及び大規模開発に対するコントロールの必要性について御見解を求めます。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本市では、都市計画マスタープランに示すまちづくりの基本理念や、都市空間の将来像の実現に向け、用途地域の指定などにより土地利用の誘導に努めてきたところです。

また、吹田市開発事業の手続等に関する条例を制定し、必要な手続並びに公共施設及び公益的施設の整備に関する基準などを定め、大規模開発事業はもちろんのこと、小規模な集合住宅や戸建て住宅などを対象とする中規模等開発事業においても、規制、誘導を行っています。

本市では、今後も、住宅団地の建て替えや大規模な土地利用転換が見込まれているところです。引き続き、社会経済情勢や市民ニーズの変化といった本市を取り巻く様々な状況や課題を踏まえ、長期的な見通しを持った上で、都市空間の将来像の実現に向けて取り組んでいくことが重要であると認識しています。

以上でございます。

○橋本 潤議長 25番 林議員。
(25番林議員登壇)

○25番 林 恭広議員 最後に、他行政や関係機関との連携による行政主導のまちづくりの可能性について伺います。

お隣の大阪市では、行政が主導となり都市再生機構と強力なタッグを組んで、うめきた地区の大規模開発を成し遂げた経緯があります。本市内には都市再生機構や大阪府、大阪市の権限を持つ土地が広大な面積を占めておりますが、これら公的なバックボーンを持つ各主体と本市が密に連携し、さきのうめきた地区の事例のように、吹田市がリーダーシップを発揮して行政主導で戦略的なまちづくりを牽引していくという選択肢はあり得るのでしょうか。これら土地のポテンシャルを最大限に生かすための広域連携の在り方及び行政主導のまちづくりに対する都市計画部の御見解をお示しください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 これまでも、千里ニュータウンの再生連絡協議会において、公的賃貸住宅の建て替えによる活用地や、近隣センターの活性化に関する取組について、情報提供や意見交換を行うなど、大阪府や都市再生機構などの公的機関と、まちづくりに関する議論を重ねてきたところです。また、具体的な活用地が創出された場合には、本市の意向が十分に反映されるよう、協議調整を図ってきたところです。

住宅を中心とした複合都市である本市といたしましては、都市計画マスタープランに示す将来像の実現に向け、土地利用転換の各プロセスに応じて、行政としての役割を果たしてまいりたいと考えています。

また、まちづくりは市民、事業者、専門家、行政など多様な主体が適切な役割分担の下で協働して進めることが重要と考えており、多様な主体と積極的に連携を図りながら、まちづくりを推進してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 25番 林議員。
(25番林議員登壇)

○25番 林 恭広議員 よろしく願いいたします。
最後に、各部より御答弁をいただきましたが、私

が一貫して訴えてまいりましたのは、前例踏襲からの脱却と民間感覚を取り入れた持続可能な行財政運営であります。施設の整備、公園の整備、千里ニュータウンの未来に至るまで、全ての議論は本日、傍聴に来てくれている小学生をはじめ、これからの本市を牽引する次世代の市民に、このまちをどう引き継ぐのかという1点に尽きます。

皆様には、現在の人口増加に甘んじることなく、部局間の縦割りを廃し、1円の税金も無駄にしない戦略的なかじ取りを強く求めまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○橋本 潤議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 日本共産党の村口久美子です。発言通告に従い、個人質問をさせていただきます。

旧市民病院跡地、片山坂に接続する東西道路、吹田市介護老人保健施設は、いずれも片山2丁目にあります。個別の問題と相関する問題についてお聞きをします。

まず、旧市民病院跡地の早期売却について求めて質問します。

市民病院の移転から8年が経過し、周辺住民への影響は解消されていません。小学校にはカラスが飛来し、グラウンドに集まっているカラスを追い払ってからしか授業や児童を遊ばせることができない状況が続いていると聞いています。また、野良猫が繁殖し、地域猫活動をされている方が猫を保護して去勢手術の実施をするなどの努力を続けておられます。現状どのような維持管理体制を取り、対策を実施しているのか。その年間の予算額についても御説明ください。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 旧市民病院跡地につきまして、移転後の年数経過に伴い、周辺環境に影響が生じていることは、市としても認識しているところでございます。

状況の把握といたしましては、引き続き、法人職員が定期的な巡回点検を実施いたしております。状

況に応じて、鳥獣被害の防止策として植栽の伐採や害獣対策機器の設置を行っておりますほか、防犯対策としてのガードフェンス及び防犯カメラの設置など、必要な維持管理対策を講じていると聞いております。

期間経過によらず移転当時に講じた対策も含め、一時経費の累計で約740万円かかっているほか、現在は防犯カメラの通信等に係るシステム使用料が年間約15万円発生しているとのことでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 巡回や維持管理を行っているとのことですが、8年間、問題が解決していない以上、維持管理だけでは限界があります。何よりも跡地の早期売却こそが根本的な解決方法であり、地域住民が最も望んでいることです。令和8年度の売却が予定されているものの、現在も3回目の売却に至っていません。市役所庁内や事業者への意向調査や働きかけはどうなっているのか。売却の見通しはどうなっているのか御説明ください。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 庁内に対しましては、昨年度に跡地に係る利用意向調査を改めて実施しております。結果について市立吹田市民病院に共有するとともに、利用意向または意見を示した部局と調整を行ってまいりました。なお、事業者に対する意向調査につきましては、同病院が実施するものと認識いたしております。

現在は、東西道路の拡幅整備に伴う交通安全性確保等を含めた公募に関する諸条件につきまして、関係部局と調整している状況でございます。これらの調整が整い次第、公募手続に着手されるものと認識いたしております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 意向を示した部局は、東西道路に係る利用と聞いています。東西道路建設に向け、市から売却の動きをストップさせる要望を受け

ていると理解いたしました。

これまで、旧市民病院の跡地を売却するためのコンサルティング業務に6,000万円近い委託料を支払い、売却基準価格は当初の23億3,000万円から18億1,000万円へと下がっています。さらに3回目のコンサル委託料がかかることや、売却基準価格の引下げの必要性も予測される中、時間の経過とともに売却のためのコストは上がり続ける状況で看過できません。現在の病院経営に与える影響について見解をお示してください。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 現時点におきましても、病院経営上、旧病院跡地の売却に至っていないことが、直ちに影響を及ぼすものではないとお聞きをしております。しかしながら、全国的に病院の経営環境は厳しさを増しており、職員確保の課題や物価動向など、これまで以上に先行きが不透明な状況でございます。

当該跡地の売却収入につきましては、持続可能な医療提供体制を維持する上で、極めて重要な財源であり、諸条件が整い次第、売却されるべきとの認識に変わりはございません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 跡地売却益は極めて重要な財源であり、市民病院側としては一刻も早く売却に向けた公募を開始したい、それを市が2年以上も止めてまで進めるべきと判断している東西道路の建設について、続けてお聞きします。

まず、信号機設置についてお聞きします。交通量の多い片山坂に接続し、近くの小学校への通学路となっているため、交通安全のため信号機の設置が必須とされています。しかし、隣接の信号機にあまりに近過ぎ、設置できたとしても現状の道路の形態のままでは誤認のおそれがあります。大阪府警との協議は2年近く続けられていますが、どのようなシミュレーションをしているのか、新たな予算は必要なのか、今後の見通しについても併せてお答えください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 交通シミュレーションは、片山坂と東西道路の円滑な交通に支障を及ぼさないよう、交差点を含む道路形状や信号制御の検討を行うため実施しているものです。現在、交通シミュレーションを繰り返して得られた道路形状と信号制御について、交通管理者と協議を行っているところです。これらの協議が整った後、路面標示や安全施設などの道路の安全性をさらに高めるための協議を引き続き行う予定です。なお、交通シミュレーションに関して、新たな予算措置の必要はないと想定しています。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 協議内容も見通しも約2年間分ならず不安が募っています。旧市民病院跡地売却をストップさせてきた期間でもあり、地域に対して説明責任を果たしていないと指摘せざるを得ません。東西道路建設予定地には、片山小学校、児童館、児童遊園、発達支援センターなど、子供たちの施設が集中しています。住宅街への交通流入や渋滞、児童遊園の削減など、地域住民への影響は大きく、丁寧な説明と意見聴取が必要です。説明は、いつ、どのように行うのでしょうか。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 地域住民への説明時期につきましては、交通管理者と交差点を含む道路形状と信号制御の協議が整った後と考えております。また、説明方法につきましては、地元連合自治会と相談の上、適正に行ってまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 御答弁があった説明では不十分です。小学校PTAや周辺地域の子ども会など、当事者や保護者の意見も反映させられるように説明し、意見を聞くことを求めて次に行きます。

本当に早期に道路を整備したいのであれば、買収や信号機設置の必要がない旧市民病院跡地内に道路

を通すほうが早く、児童遊園を削る必要もないのではないのでしょうか。現在の予定地にこだわり、多くの時間をかける理由が分かりません。理由を明確に御説明ください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 現在、検討を進めている東西道路は、高低差が小さくバリアフリー基準を満たし、直線的な道路で見通しがよく、西側の既存交差点に接続できることや、両側に歩道が設置され歩行者の安全な通行が確保されるなど、旧市民病院跡地内の道路に比べ、より安全な道路を整備することができると判断したものです。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 今の説明では、跡地売却を2年間も止めてまで、今の予定地に建設する優位性があると納得できたとはなりません。もうこれ以上、信号機設置の協議には時間をかけない、無理ならば建設予定地の変更を判断することを求めて、次の質問に行きます。

今議会に、吹田市介護老人保健施設、以下、吹田老健と言います、について民間事業者への事業譲渡を前提に、指定期間を短縮し、公の施設としては廃止する条例案が出されています。

以下、お聞きします。まず、利用者や職員などの当事者や市民意見をどのように反映させたのかお聞きします。

2026年2月に、吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の今後のあり方に関する方針、以下、あり方方針と言います、の素案が出されてパブリックコメントの募集がされました。パブリックコメントには208件、150通の意見が出され、賛成5件、反対92件でした。パブリックコメントが3月下旬に公表されると同時に、在り方方針が決定されています。市民意見としては、圧倒的多数の反対の意見が寄せられました。ほんの一部ですが紹介します。

昨年、社員にしてもらえたばかりで人生設計が総崩れです。未確定なことが多く、働く身としては不

安しかありませんという声。寝てるだけでいい、何もやりたくないと言っていた80代の利用者が、医師や職員の丁寧な対応によって、この人となら頑張れる、この場所でなら頑張れると、自ら進んでトレーニングを行うまでに変化し、吹田老健の代わりはないと感じるという声。ボランティア養成や認知症サポーターの養成、認知症カフェの開催、近隣の教育機関との連携、他施設での入所が困難な高齢者に対するセーフティーネットとしての役割など、公の施設だからこそできた役割は、さらに充実こそさせていくべきという声。こういうパブリックコメント一つ一つに、議員の皆様が目を通されることを望み、一人でも多くの議員の方が現場を訪問して、生の声を聞いてほしいという声などです。

年を重ねても安心して住み続けられる吹田市を築いていくために、これまで多くの人たちが情熱と愛着を持って努力を重ねてきたことがよく分かるものです。市民の声を聞いたという形式だけを整えるのがパブコメの目的ではないはずです。当初の在り方方針案は、パブリックコメントを実施した後、何か変わったのでしょうか。パブコメはどのように生かされたのでしょうか。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の今後のあり方に関する方針（素案）に対するパブリックコメントで頂きました御意見については、いずれも真摯に受け止めております。提出いただいた御意見を踏まえ、当該事業団の地域連携・地域貢献への取組についての記載を追加し、事業譲渡後も継続が可能か検討することといたしました。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 地域連携、地域貢献の部分を記載したと言いますが、今までの評価として書いてただけで、今後の継続を検討するとは書いていません。地域連携、地域貢献は多岐にわたりますが、これらを公募条件とするのか、委員会で引き続きお聞きします。そのほかは方針に変更箇所はなく、これ

だけ寄せられたパブコメは、結局、何も反映されていないと言わざるを得ません。

次に、吹田老健の公的役割と責任、経営努力についてお聞きをします。

市民病院が吹田老健の隣から健都に移転し、市民病院からの受入れ人数は月50件程度あったものが、現在は月5件程度になっていると聞いています。これは距離だけの問題ではないと思います。市民病院移転時には、老健施設との連携についてどのように協議し位置づけていたのか。そして、実際に移転した後はどのように連携を図る努力や取組をしていたのか。なぜここまで極端に受入れ人数が減少したのか御説明ください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 隣接する市立吹田市民病院が移転するに当たって、吹田市介護老人保健施設では、移転後も引き続き同様の連携を図ることとしておりました。現在、市民病院から当該施設への入所者数は、移転前に比べて大幅に減少しておりますが、市民病院との連携が失われたわけではございません。

昨年度には、本市と吹田市介護老人保健施設事業団で市民病院を訪問し、改めて協力を依頼するとともに現状を確認いたしました。特別養護老人ホームやサービス付高齢者向け住宅などが増加したことにより、患者や御家族の選択肢が広がり、市民病院を退院する際に、介護老人保健施設への入所を希望される方自体が減少傾向にあることが、主な要因と考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 市民病院移転後の連携について、急病や診療が必要なときの連携の記載しか見当たりません。入所している方の9割以上は、市民病院以外からの利用です。どうしてなのか委員会で詳しくお聞きします。

平成30年の指定管理者を指定する委員会の議事録を少し御紹介します。

民間の老健施設が市内に既に何か所もあり、公として必要なかを議員が春藤副市長に、当時質問し

ました。その際、必要性を少し時間を頂いて説明するとおっしゃって、以下、述べられています。

第1に、支援困難者の受入れが老健施設の中で難しく、医療的ケアが必要な方を中心に受け入れているという点。第2に、市民の方と協働してボランティアを受け入れ、研修会を実施し、養成もしてきた点。第3に、この施設を活用して認知症ケアに力を入れていくという点。第4に、ほかの施設の10倍ほど実習生を受け入れて介護事業の一番の問題の人材育成に多大な貢献をしている点。第5に、平均在所日数が市内で一番短く、在宅復帰の本来果たすべき役割を果たしている点を挙げ、存在意義は薄れていないと答えておられます。今もその存在意義は薄れることなく、利用者や市民、職員からも公の施設として福祉施策の充実の役割を果たす、なくてはならない施設と認められています。

介護保険制度ができ、その中での運営で、介護老人保健施設は全国的にも赤字など、厳しい経営が迫られています。それは、国の制度設計のためでもあり、利益につながりにくい福祉的な役割を果たせば果たすほど経営が苦しくなる側面があります。これはしっかりと国に求める必要があります。同時に、現場が重ねてきた努力やベースアップゼロなど、経営改善のために頑張っていることを生かすために、残りの指定管理期間でさらなる経営改善を図り、その内容を議会に諮るのが、経営責任を負う理事長としての責任ではないでしょうか。

副市長として、市の福祉政策を充実させる責任、理事長として経営責任を果たす責任の二つとも責任があると思いますが、副市長としてどのように責任を果たすのか御説明ください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは、担当からお答えいたします。

全国的にも介護老人保健施設の経営は厳しい現状にございます。吹田市介護老人保健施設事業団では、これまでも利用率の向上や、人件費を含む経費の削減に継続的に取り組んでまいりましたが、とりわけ吹田市介護老人保健施設のみを運営する当該事業団においては、抜本的な経営改善は困難な状況にござ

います。

当該施設を今後も公の施設として継続するには、公費による恒常的な収支不足の補填が必要であることに加えて、多額の経費を要する大規模改修の時期も目前に迫っております。このことから、公の施設としては廃止し、事業譲渡によって民間法人に運営を引き継ぐことで、介護老人保健施設としての機能は維持しようとするものでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 第9期吹田健やか年輪プランでは、本市の介護老人保健施設のサービス提供量につきまして、吹田市介護老人保健施設を含めた現状が適正であると考えております。必要なサービス提供が途切れることのないよう、事業譲渡を円滑に進めることが責務と考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 経営改善は困難だと断じておられますが、これまでの経営改善のための分析や検討内容の詳細が分かりません。民間事業者のスケールメリットとおっしゃいますが、吹田老健にも市民病院があります。この連携が入所率に大きな影響を与えます。副市長が吹田老健の理事長をしている理由は、吹田老健が設立当初から市の福祉施策を実施するための組織として位置づけられ、市の高齢福祉政策との連携、予算や施設運営の監督、市との意思疎通、公共施設としてのガバナンス確保などのためと認識をしています。

また、吹田老健理事には、市民病院院長や幹部もおられます。これらも踏まえ、理事会での議論や検討内容について、引き続き委員会でお聞きします。

次に、利用者への影響についてお聞きします。

廃止条例のみが通って、何らかの理由で事業者が決まらない、あるいは評議員会で事業団の廃止が否決となる可能性もあります。事業廃止となり、転所先が決まらない方がいた場合はどうするのか。不利益を生まない担保はどう確保するのかを御説明ください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは事業譲渡が成立するように努めることが最優先であると認識しております。仮に事業譲渡が成立しなかった場合には、吹田市介護老人保健施設事業団と連携し、当該施設を利用されている皆様の介護サービスが途切れることがないよう、必要な支援に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 事業譲渡ができるように最大限の努力をするのは当然ですが、事業廃止となってしまった場合、利用者の不利益を生まない担保するのは不可能だと、この答弁から理解しました。

市の施設ということで社会的入所を長期間されている方もいたり、他の施設で受入れ困難な方もおられると仄聞しています。こういった方々も本当に利用が継続できるのでしょうか、お答えください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 譲渡先法人の公募に当たりましては、継続雇用を希望する職員全員の採用及び継続利用を希望する入所者全員の引継ぎを条件として公募する方針であることから、事業譲渡が成立した場合には、その条件を遵守していただくものと認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 これも大丈夫だと思います程度の答弁しかできないということで理解いたしました。

次に、職員への対応についてお聞きします。

民間に譲渡したら何とかなるという姿勢ですが、職員の方々の雇用継続が前提なのは当然としても、介護職員の処遇の改悪を前提にはいけないと思います。介護職員の成り手が少ない一番の原因は、給与の低さです。介護職員の給与のさらなる引下げにつながることを市自らが引き、貴重な介護職員の流出を招くおそれがあります。

また、社会的にも介護職員の処遇は、下がっても

仕方ないという重大な誤ったメッセージを発信することにもなるのではないのでしょうか。介護職は、ほかの職種と比べても、月額約8万円給与が低い現状で、民間施設に対しても模範を示す役割が、公の施設にはあると考えます。介護職員の処遇を守る市の責任についての見解をお聞きます。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 事業譲渡後に継続雇用を希望される職員の処遇につきましては、あくまでも譲渡先法人との雇用契約に基づくものとなります。本市といたしましても、適正な労働条件が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 おっしゃるとおり民間譲渡をすれば、雇用条件について市が努力できることはありません。現在でも800名弱の介護人材不足で、2040年には介護人材が3,600人から5,000人足りなくなる予測を市がしています。吹田老健では10年以上のベテランが多くおり、離職率が低く、経験豊富な職員が優れた介護サービスの提供をしていることは、地域包括ケアシステムが描いている、あるべき姿そのものではないのでしょうか。それを手放す方向で本当にいいのでしょうか。この問いへの答えはなかったの、また委員会でお聞きをします。

最後に、予算の流用についてお聞きをします。

土地は、約3億270万円を最低売却価格とするとお聞きをしています。約27億円で購入した土地です。安過ぎるのではないのでしょうか。鑑定料は2025年度の予算で流用したと聞いています。老健施設の廃止条例を提案するときに、土地鑑定料の予算を提案するのが通常だと思いますが、何の予算を幾ら、どういう経過で流用することとしたのでしょうか、併せてお答えください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 最低売却価格につきましては、介護老人保健施設として10年間、その後11年目から介護保険施設として15年間の計25年間の用途指定を前提とした鑑定額で、現状を反映した適正な価格と

考えております。

今定例会に関連議案を提案するに当たり、本市としての意思決定の過程におきまして、当該施設の土地及び建物の適正な経済価値を把握する必要がございましたが、本年1月15日開催の企画会議で方向性が確認された時点では、直近の本年2月定例会での予算提案に間に合わなかったことから、流用による緊急的な財源措置を行ったものでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 土地は市民の共有の財産です。議会で譲渡なのか、貸借なのか、何も諮られておらず決まっています。にもかかわらず譲渡を前提とした提案がされており、議会軽視と言わざるを得ません。また、何の予算をどれだけ流用して鑑定したのかについてお答えいただかず、答弁漏れです。引き続き委員会でお聞きをします。

時間の関係上、上の川の遊歩道の今後について、時間の許す限り質問をいたします。

上の川周辺の交通安全対策の遊歩道がようやく完成しました。交通安全向上は積年の課題でしたが、自転車の安全についての要望がある中で、遊歩道は自転車乗入れ禁止となっています。地域からも、自転車交通の安全確保のために、自転車の通行路を示す矢羽根型路面標示の要望も出されているとお聞きしました。矢羽根型路面標示も含め、自転車の安全確保のためのさらなる検討を求めますが、いかがでしょうか。

○橋本 潤議長 地域整備担当理事。

○野口裕嗣理事（地域整備担当） 上の川の周辺地域においては、長年の地域課題でありました歩行空間不足の解消を目指し、上の川橋から蓮華寺橋までの1期区間について、大阪府と連携して河川上部空間を活用し、歩行者専用の遊歩道及び府道の整備を進め、令和8年（2026年）3月に完成しました。

御質問の自転車の通行の安全確保につきましては、車道の左側端に、自転車が通行すべき位置を示す矢羽根型路面標示など、蓮華寺橋から葦葉橋まで延伸する2期区間の整備に合わせて設置する予定として

おりますが、1期区間の先行設置や設置範囲について、引き続き、道路管理者である大阪府及び吹田警察と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 時間の都合上、これで個人質問を終わります。ありがとうございました。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 吹田党・参政党の後藤でございます。

外郭団体について、経営状況の報告が上程されておりますので、順次聞いていきます。

今議会に老健施設を廃止する条例が上程されますように、本市の外郭団体は役割が低下し、サービスが民間によって満たされることがあれば、市長と議会の決断で解散することもあり得るということで、前提で議論をいただきたいと思います。

まずは、公益財団法人吹田市文化振興事業団の経営状況についてお聞きいたします。

他の団体も含めてですが、これまで基本財産の取扱いに注視してきました。おとし、昨年と続けて当該法人が保有している国債の価格が下落しております。下落自体は金利が上がっているのですが、2024年に買われた20年物の国債2億円の価格が評価損益で4,600万円ほど下がっております。ただ、この国債も20年保有すれば元本保証されますが、途中で売却したり、当該法人が解散すれば、これは保証されず、本市の損害と言っていることになります。

本市の会計室でも長期は保有されていないとお聞きしております。以前は短期だったのに20年物にしようと思われたのはどういったいきさつでしょうか。2024年は金利上昇の懸念があった頃ですが、そこに対するリスクは検討されたのでしょうか。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 公益財団法人吹田市文化振興事業団につきましては、メイシアターの設立当初から本市の文化行政の担い手としての実績があり、

今後も安定的な文化施策の推進の牽引役となっていて、ただ必要があると考えております。

次に、令和6年（2024年）に20年満期の国債を購入した経緯につきましては、当時は現在よりも金利上昇の懸念は小さく、債券の金利と固定費用も考慮し決定したとお聞きしております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 次に、令和7年度決算書には、文化事業積立資産として特定資産に1,300万円が計上されていますが、財産目録に記念事業を行うための資産と記載されているだけで、今後、何年間積み立てるのか、こういった決議がなされたなどの報告が書かれておりません。令和8年度予算にも記載がないです、説明をお願いいたします。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 御指摘の特定資産につきましては、令和7年（2025年）4月の法改正により、事業継続のリスクに備えて保有することができる資産として、1,300万円を積み立てたものでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 記念事業ではないとのことでした。正しい記載に改めるようお願いいたします。

次に、公益財団法人吹田市国際交流協会についてお聞きします。

こちらの法人も基本財産の2億円は本市からの出捐金であります。当該法人は昨年、満期保有目的の大阪府公募公債と北海道公募公債を売却して新たなものに買い替えているのではと決算書から読み取れるのですが、実際に売却されたのでしょうか。もしそうであるなら、損をして元本割れを確定させてまで買換えをしたのは、利息などの条件がいいからなのでしょう。満期保有目的を外して元本割れをさせるのはいかがなものかと思いますが、本市の見解を伺います。

また、こちらも購入したものは20年の公債である

かと思うのですが、既に途中で売った実績のある当該法人が20年物を保有するのはどうなのでしょう。既に2億円が1億8,000万円に確定しているのですが、この基本財産の運用の仕方は自由なのでしょうか。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 御指摘の債券につきましては、令和7年度（2025年度）に満期保有目的有価証券の買換えが行われたものでございます。昨今の急激な金利上昇により、保有を継続するよりも利息収入の増額が確実に見込まれますことから、財務上有利であると判断されたものとお聞きしております。

また、当該債券につきましては、平成27年度（2015年度）に公募されたものであり、償還が買換えから10年後の令和17年度（2035年度）に到来するものでございます。

なお、基本財産は公益財団法人が定款で定める不可欠な財産であり、維持及び処分の方法は当該法人が判断するものでございます。しかしながら、満期到来前の債券買換えによる基本財産の減少は、重大なリスクであるということを当該法人に重く受け止めていただくとともに、今後は慎重な対応を強く求めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 こんな勝手なことで許されるのかという思いであります。証券会社に手数料を払って、基本財産の元金を減らして、いつか金利で元を取るから大丈夫でしょうという考えで、基本財産を運用しているということになります。定款違反も疑われます、しかも満期保有目的と記載されているのに、満期を待たずに本市の指示も仰がず勝手にされており、幾ら法人が独立していても、出捐金は本市からの税金です。だから、こうやって報告議案が上がってきているわけです。理事会にも諮らず、勝手に売却して元金を減らす団体が、長期国債を保有するのは危険を感じます。まだまだこれから金利は上がって、国債価格は下落していくと予想されますし、現に下がっていると思います。

今回の件は、ガバナンスと満期保有目的というルールを無視するとんでもない問題行為だと思っておりますが、所管の今後の対応を期待して、今回は意見だけとさせていただきます。

次に、公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団の経営状況についてお聞きいたします。

こちらの法人の保有している国債、大阪府公募公債については、何年の物なのかもろもろ記載がございません。いつ購入されたものなのかも併せてお答えください。また、健康すいたを年1回発行されていると思うのですが、こちらに広告枠はないのは何か理由があるのでしょうか。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 吹田市健康づくり推進事業団が保有する投資有価証券2件のうち、一つ目、国債については、償還期間は20年、償還期日は令和24年（2042年）6月20日で、令和5年（2023年）5月25日に、みずほ証券株式会社にて購入したものでございます。

二つ目の大阪府公債につきましては、償還期間10年、償還期日は本年6月29日で、平成28年（2016年）6月29日に野村證券株式会社にて購入いたしております。

次に、同事業団が発刊している健康情報誌、健康すいたにつきましては、過去には広告が掲載されていた時期もございましたが、令和3年度以降は広告枠はございません。広告掲載当時は年2回発刊していたところ、現在は年1回としている中で、多彩な情報を限られた誌面に分かりやすく掲載することを重視いたしております。得られる広告収入が少額であることも踏まえての判断とのことでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 こちらも金利を意識した長期保有ですが、大阪府公募公債は今年満期ですので、1億1,700万円をどうされるのか、しっかり検討いただきたいと思います。赤字の運営をされていますので、所管でしっかりと管理をお願いしたいと思います。

次に、公益財団法人千里リサイクルプラザの経営状況についてお聞きいたします。

こちらの法人のみが他の法人と違い、有価証券を指定正味財産として毎年評価損益を決算書に提示をしています。この理由は、満期保有目的ではないからでしょうか。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 公益財団法人千里リサイクルプラザが保有している国債は、満期保有を目的としたものではなく、情勢を見ながらより有利な条件の国債等への買換えを行う考えであるとお聞きしております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 他の団体とは違い、満期保有目的ではないということであります。危険な運用のないように、こちらもしっかりと管理をいただきたいと思います。

次に、外郭団体の情報公開についてですが、法人によっては理事会等の議事録を公開しておりません。本市の外郭団体の在り方に関する指針には、情報公開が書かれているのですが、各団体で取扱いが違うことは問題ではないのでしょうか。また、本市からの出捐金等の基本財産には、善管注意義務があるような記載と、処分できる規定を各団体お持ちのようですが、特に特別決議を要するような記載はございません。簡単に取り崩せる格好だと思うのですが、この基本財産の取扱いに関して、本市側には指針がないのでしょうか。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 外郭団体については、市の出資その他財政上の援助として公金が投入されており、経営の透明化が求められるものであることから、各団体が指針の趣旨を理解して情報公開に努めるべきであると考えております。

また、指針における基本財産の取扱いについては、管理運用に関して最も確実かつ有利な方法で行うとの規定があるのみで、処分に当たっての具体的な手続に関する規定はございません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 最も確実かつ有利な方法というのは、元本割れを起こさせないということと、各団体だけが有利でいいわけではないということを目指に入れていただきたいと思います。現に老健は基本財産を取り崩してますし、国際交流協会は勝手に元本割れで売却しているわけですから、ちゃんとしたルールが必要かと思います。

次に、本市の財政運営についてお聞きいたします。

今、国会では消費税の減税議論がなされています。消費税は国税だけではなく地方消費税もあります。本市消費税交付金の歳入額としては100億円程度の貴重な財源となっております。報道で流れているような食料品は1%やゼロ%になるとした場合、本市はどの程度収入が減るのでしょうか。その場合、国が交付金などで対処してくれるといった話は出ているのでしょうか。もし、来年度実施された場合は、2028年度予算から適用されるという認識でよろしいでしょうか。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 消費減税が実施された際の地方消費税交付金への影響につきまして、報道ベースでの試算で申し上げますと、仮に食料品に対する消費税率がゼロ%となった場合、本市の令和7年度（2025年度）の交付額約101.5億円に対し、約16%、16億円の減収となる見込みでございます。

当該減収につきましては、現行の地方交付税制度において、一定程度は保障される仕組みとなっておりますが、現時点においてその他の具体的な対応案は示されておりません。

令和9年度（2027年度）から消費減税が実施された場合、令和9年度（2027年度）または令和10年度（2028年度）の本市予算への反映が必要になるものと存じますが、具体的な時期や算定方法等につきましては、地方財政計画をはじめとした国の通知を注視して検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（８番後藤議員登壇）

○**８番 後藤恭平議員** 現在、国の税収とともに本市の税収においても増加傾向にあります。でも、歳入は水物であるには違いありません。経済状況で増加したり減少したりいたします。なので、本市の予算を組むに当たって何に注意すべきかという、経常的な経費ではないかと思えます。もし私が財政担当だったとして、予算が少し余裕があるなと思っても、人件費や物価が上昇している中、新規事業を採用するには、それが来年も再来年も経常的に必要なものと、歳入が減少する可能性がある中では、どうしてもちゅうちょしてしまいます。今年はいけれども、将来の赤字になる要因になりかねないといった懸念がどうしてもあるわけです。

にもかかわらず、本市は報道や他市の動きに乗っかって、給食費の無償化や第２子の保育料無償化などを打ち出して予算化してきました。予算に余裕が見てとれるなら分かるのですが、明らかに経常経費が本市予算を圧迫しているのは間違いございません。それに事業の縮小や廃止があまり進んでいないのも要因かもしれませんが、将来負担があまりに大きく、必要な事業が打ち出しにくくなってきているのではないのでしょうか。この状況が続くようでしたら、無償化となっている事業には一定負担を求めるなどの動きが必要かと思えます。それともほかを削ってでも実施しないといけなくらい、この無償化は大事だという認識なののでしょうか。そもそもこれまでの考え方や価値観の違う政策だと思いますが、どうでしょうか。

無償化はどこまでもゼロで、負担軽減などとは何かしらの理由と比例関係にあります。無償化という表現を使ってしまった時点で、恒久的施策と受け止められ、どうにもならない経常経費を積み増すことが決定してしまいますし、受益と負担の関係がなくなるという価値判断を決定づけてしまいます。

負担軽減の延長で実質無償にするのと、無償化とは、その時点では同義でも、その後の意味は全然違うことに、政治も行政も気づいていない人がいるのではないかという懸念があります。今は無償にするなら、わざわざ将来も約束するような無償化と言

わずに、負担軽減の延長で実質無償と言えいいのに、無償化と言うのには何か意図があるのでしょうか。今後は、無償化をしっかりと税の再配分の原則に立ち返って、予算の余裕のあるときや、有事のときに負担軽減の延長で実質無償にする、こういう考え方が必要ではないのでしょうか。無償化という表現、受けはいいかもしれませんが、このまま続けるおつもりでしょうか、市長に御答弁を求めます。

○**橋本 潤議長** 行政経営部長。

○**北澤直子行政経営部長** まずは担当より御答弁申し上げます。

これまで、社会情勢や市民ニーズに応じて、無償化の取組を含む様々な施策を、優先度も勘案しながら実施してきており、その積み重ねにより、まちの魅力や市政に対する市民満足度が向上し、現在も人口増加が続いている状況でございます。なお、無償化という表現を使っておりますのは、市民に分かりやすくという趣旨であり、特別な意図があるわけではございません。

一方で、近年の人件費・物価の上昇等による経常経費の増加が顕著であり、市の財政運営に大きな影響を及ぼしていることから、経常経費の抑制が喫緊の課題であると認識しております。

今後につきましても、社会情勢や市民ニーズに応じた財政需要への的確な対応と経常経費の抑制、これら両面の課題のバランスを見極めながら、無償化の取組のみならず、全ての事業の精査に努めてまいります。

以上でございます。

○**橋本 潤議長** 市長。

（市長登壇）

○**後藤圭二市長** 大変重要な視点からの御指摘をいただきました。

行政としての基本的な考えは、ただいま担当からお答えをしたところでございます。我が国の行財政運営は、応分の受益者負担、いわゆる応能負担を基本に、我が国は行ってまいりました。そして、国民に共通する必要経費は、広く税により財源としてきました。しかし、今は受益者負担の仕組みが無力化され、様々な無償化を進める流れにあります。政治

はそれを加速こそすれ、止める機能は期待できず、その結果、我々自治体の行政は厳しい財政状況にあります。そして、周辺自治体と同様に、当面のニーズに応えざるを得ない状況に置かれているのは御承知のとおりです。

昨年のいわゆる三党合意に基づいて、政府は給食無償化という用語を使って方針を発表いたしました。そのキャンペーン効果を発揮する表現は、不適切だということを先般の全国市長会において、行政の立場から強く抗議をいたしました。その結果、表現が変わりました。学校給食の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）、このように表現が変更されました。

このように政治サイドが立法府で熟議を経ることなく、行政府に直接介入をする、そういう風潮が強まっている中で、可能な限りそれに流されないよう、民主的な行政運営に、行政経営に努める市長の責任の重さを、昨今、特に強く感じるところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 今の市長の答弁、ぜひ行政運営にも生かしていただきたいなと思います。

先ほどの行政経営部の答弁にありますように、特別の意図がないと言われているんですが、その言葉の意味がほんまに物すごく影響するという意識を、ぜひしていただきたいなと。無償化は有償が無償になったということで、実質無償とは全然意味合いが違います。分かりやすい表現という意味で、間違った発信をしてしまうと、今後大変なことになってしまいますので、深い意図がないのであれば、実質無償と無償化は使い分けていただきたいなというふうに思います。

少し給食費の無償化について掘り下げていきます。

子供の教育的に受益と負担の関係がなくなってしまう事象はどうかと思っています。国は子育て支援の一つであって、負担軽減であると言っていますし、私も有事には負担軽減の延長で無償が必要であったとしても、平時は一部の負担軽減で十分であると思

っています。

我が会派の中西議員が言うように、給食や給食の時間の質を追求するのが、子供を預かる教育行政の役割だと思います。無償化をするというのは、現在の無償化分の予算だけではなく、給食の質を高めたり物価高への対応も、負担を求めているかいないと決めてしまっているようなもので、全てにおいて税金が、予算が必要になってくるということになります。

今年度は国の交付金を除く1,400万円程度が本市の負担となっていますが、今後はどれほどの負担が必要になってくるか分かりません。私は、足りない分は保護者に求めるのはいいと思っています。中学校給食が始まってからも、同様に保護者負担は必要だと思っています。憲法にも法律にも無償化を根拠にするものはないと思っていますし、何か根拠にするようなものがあるとするなら、今までの負担は違法だったのかということになります。

そもそも給食費の無償化は、子育て支援であって、子供への支援ではないですし、教育でもないです。そういうものに予算がついている格好です。お金持ちはそれほどうれしい額ではないですし、貧しい家庭はこれだけでは不十分な額です。

少し話がそれますが、私は母子家庭で育ちましたし、母親が働いていた収入の中で生活をしてきました。確かに貧しい家庭はお金がなくて大変だというのはよく分かります。でも、ある意味、給食費は貧しくても働けば払えます。すぐに払えなくても、待ってもらえれば払える額です。貧しさと裕福さの差というのは、ここではあまり見られません。給食は食べ物も同じ、特に差はございません。顕著なのは習い事や大学など、多額の出費が必要なところで大きな格差が生じています。

私は、幼少期から兄と同じスポーツ、同じ習い事しか許されませんでしたし、持つ物はほぼ全てお下がり、高校や大学は奨学金で、全て自分で返済をしてきました。当時の私が給食費無償化にお金を使ったから、ほかに助けはできませんと言われれば、恐らく絶望しか感じないと思います。社会への不信感です。もっとできることがあるだろうと思います。そんなことより、今頑張れば将来格差は埋めること

ができるという希望と、それに必要な教育機会が学校教育に用意されていないことが重要な視点であると思っています。

母子家庭や父子家庭が増えていて、格差が広がっている昨今、全てこれが原因ではないでしょうけど、不登校の子たちが増えるのも、一定、意味は分かります。大人が分かろうとしないし、学校教育にその環境から脱出させてあげる道が用意できていないからです。貧しい子を含めた複雑な家庭環境の子たちに、義務教育の中でどう教育をすればいいか、義務教育が終わるときに、貧しくてもつらい環境でも、どういった道があって、何を頑張れば環境を変えられるか、そういう道を示す教育が必要なのであって、御飯をただにしましたので予算がないですと言われるのも、はあという感じです。そのお金で、もっと大事な道を用意してもらえませんかというのが私の気持ちですし、当時の私でもそう思ったはずですよ。

私のケースは数パーセントしか似通った子がいないかもしれませんが、あらゆる子たちに支援が行き届く子供支援や、教育機会に予算をつけるのが優先ではないでしょうか。社会課題が教育現場にも様々あると言われているのに、給食費が最優先だとは思いません。子供への支援にもっと予算が必要ではないでしょうか、副市長にも答弁を求めます。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 まずは学校教育部より御答弁申し上げます。

給食費の保護者負担軽減につきましては、食材料費の高騰が続く中、保護者の家計への影響を緩和する観点から、国の交付金を活用し実施しているものです。給食費など、学校生活に必要不可欠な費用の負担軽減を図ることで、その分の費用が習い事や体験活動などに充てられる可能性が高まり、結果的に教育機会の支援に寄与する効果も期待されるものです。

また、学校教育部では、給食費の保護者負担軽減のほか、居場所サポーターの配置など、教育環境の充実に資する重要施策に対し、予算を確保して事業を進めております。今後も、教育行政が直面する様々な課題に対し、必要な予算を確保し、教育環境

の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 続きまして、行政経営部より、実施計画策定や予算編成を担当する立場から御答弁申し上げます。

実施計画策定や予算編成におきましては、所管部局からの要求に対して、1件ごとに緊急性、重要性、公平性、持続可能性などの観点から、それぞれに可否判断を行っております。こうした基本姿勢の下、子供、子育て、学びといった分野においては、お示しの学校給食費の保護者負担軽減策のほか、第2子保育料の無償化、子供の学習支援教室や習い事費用の助成、児童会館、児童センター、図書館、青少年活動サポートプラザ、青少年クリエイティブセンター等における居場所の提供、教育支援教室あるくの森や、校内教育支援教室での不登校支援、児童育成支援拠点の設置など、様々な施策を進めているところでございます。

また、令和6年度（2024年度）決算における歳出決算総額に占める割合について、中核市平均との比較で申し上げますと、民生費のうち児童福祉費では、中核市平均が16.9%であるところ、本市は20.0%。教育費では、中核市平均が11.3%であるところ、本市は15.4%と、いずれも中核市平均を上回っており、子供・子育て・教育分野に対して十分な予算措置ができているものと認識しております。今後とも、限られた財源を必要な施策に適切に配分できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 ただいま担当部から御答弁させていただきましたとおり、今後とも各分野で直面している社会課題に対して、緊急性・重要性など、優先順位を慎重に検討しながら、必要な施策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 行政経営部は子育て支援と子

供への支援を混せて語られました。教育予算をくくりで考えている実態が分かってしまいました。予算上は分けていないにしても、子供に何の利益があって、保護者の利益が何なのか頭の中で整理して、ぜひ予算審査をしていただきたいなというふうに思います。

学校教育部は、給食費の保護者負担軽減は結果的に教育機会の支援に寄与すると言われました。あまりに考えがないので少し残念です。できるか検討していただきたいのですが、長期の夏休みとかに、週1回でもモデル校をつくって、給食を提供できるか試してください。同じ給食の予算でも、こちらは子育て支援であって、子供への支援になります。夏休みの子供の様子も分かります。休み明けの不登校を減らせるかもしれません。できれば今年の夏休みからやってください。できない理由を探すのではなくて、できる方法を考えてくださいと担当職員には言っておりますので、よろしくお願いいたします。できるかできないかではなくて、やるかやらないかだということを、ぜひこの事業で子供たちに示してあげてください。

次に、少し話を戻して財政的な話をいたします。

物価高やインフレなどの影響で工事費が膨れ上がるケースが増えてきました。経常経費が足りなくても、建設費などの市債発行額が抑えられていれば、臨時財政対策債などの発行で賄うという考えがありますが、本市の状況は建設費なども膨らんでおり、債務にも全然余裕がない状況であります。単純にプライマリーバランスで見てもオーバーしている状況ではないでしょうか。にもかかわらず本市のしている工事全てが、本当に急を要するのか、増額や補正予算が本当に必要なのかといった議論は、当初予算をおざなりになっている気がいたします。

どうでしょうか。例えば、佐井寺西土地区画整理事業は令和3年の事業計画では、市の単独費は10億円程度で総工費172億円で提案されていたのですが、令和6年には市の単独費が63億円で、総工費が295億円になっています。総工費で1.5倍以上、市の単独費で6倍以上、令和6年の変更された事業計画に書かれている資金以上に令和8年度予算には計上さ

れていました。

こういう事業は、進み出すとどこまでも費用がかかっても、突き進むしかないのでしょうか、予算の大幅な増額や市債発行について、建設予算担当はどう考えているのでしょうか。こういった止めれない、止まらない事業といった状況の改善策はお持ちなのでしょうか。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まちづくりに関する事業につきましては、事業所管において実施の必要性や事業内容・期間・資金計画について検討し、事業実施に向けた庁内の意思決定プロセスにおいて精査を行い、事業に着手しているところです。また、長期にわたる事業期間の中では、状況変化による対応、物価変動などにより、計画内容や事業費に変更が生じることもございます。

建設予算に係る事業については、毎年度、当初予算編成時に実施計画の査定を行い、特に大きな変更が生じる場合には、事業の完遂に向けて、事業所管と実施内容、実施年度等を再精査するとともに、都市計画税や基金の活用、起債事業の選択など、特定財源の確保についての検討も行っています。

また、市財政全体としては、市債発行額の増加に伴い、公債費の上昇傾向が続く見込みではありますが、総合計画上の指標の推移を注視しながら、将来への過度な負担を残すことがないよう、公債費を適切に管理し、必要な投資と財政の健全性の両立に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 今後も給食センターとか市役所の建て替え、学校の建て替えとか、JR吹田駅周辺の再開発など、まだまだ大型工事いっぱい待っていますので、計画的にぜひ取り組めるように、なくていい工事を勇気を持って削っていただけるように、そして基金の積立も積極的にできるようにお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 大阪維新の会の高村です。通告どおり質問させていただきます。

一つ目、SCS評価制度についてお伺いします。

近年、自治体を取り巻くサイバー脅威は、強固な庁内ネットワークへの直接攻撃から、比較的防御が手薄な業務委託先を踏み台にするサプライチェーン攻撃へと高度化しています。LINEヤフーにおける約51万件にも及ぶ情報流出事案が示すように、現在の最大の脅威は委託先やその再委託先の脆弱性を突く攻撃です。

本市は、既存の情報セキュリティポリシーを改定し、法定のサイバーセキュリティを確保するための方針に位置づけたと公表しています。しかし、その改定された業務委託の項目を見ると、必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認するという、従来どおりの抽象的な記載にとどまっています。単なるルールの看板の書換えや、事業者からの自己申告レベルの確認では、今日の巧妙な攻撃は到底防ぐことはできません。

こうした事態を受け、国は2026年度末より企業のセキュリティ対策水準を第三者評価等で可視化するSCS評価制度の運用を開始し、将来的にこれを政府調達の要件とする方針です。地方自治体の入札においても、実質的な必須要件となっていることを見据え、以下、質問いたします。

SCS評価制度の開始が迫る中、現在、契約中の委託先に対するリスクの層別化と、SCS基準に基づいた委託先とのギャップ分析を早急に実施すべきと考えます。先行して今年度中のこの分析を実施し、次期入札への要件化に向けたロードマップを策定することを求めますが、見解をお聞かせ願います。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 本市におきましては、システムや機器等の調達時のみならず、稼働前においても、取り扱う情報資産の重要性に基づくリスクの層別化を行った上で、リスクに応じたセキュリティ要件や管理体制など、多角的な観点から審査を実施しております。これらの運用を効果的に機能させることで、サプライチェーン上の脅威から情報資産を

保護できるよう努めております。

現状として、サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度を活用した調達要件の確立を直ちに目指す状況にはございませんが、それらを検討する際には、ギャップ分析も含め、サプライチェーンにおけるセキュリティリスクのさらなる低減に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 大手ベンダーであっても、情報流出を起こす時代において、従来の書面上の誓約や自己申告は何の担保にもなりません。国が2026年度末から運用開始するSCS評価制度を見据え、国の基礎自治体への義務化を待つまでもなく、SCS等の第三者評価の取得を今後の入札要件へと組み込み、本市のセキュリティに対する意識を示すために、調達の実務そのものを書き換えていくことが望ましいと考えますが、見解を求めます。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 国が推進するSCS評価制度につきましては、事業者の規模を問わず、サプライチェーン全体のセキュリティ強化に有効な制度であると期待しているところでございます。

一方で、当該制度への対応には、事業者側にも一定の準備期間が必要となるため、調達時の要件化等につきましては、国の動向や社会状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 よろしく申し上げます。

次に、学校徴収金の公会計化についてお伺いいたします。

本市の各学校のPTAは、それぞれが独自の工夫を凝らし、子供たちの学校生活を豊かにするために、自発的で前向きな活動に取り組んでおられるところが多く、またそういった活動を通じて、地域と学校をつなぐ役割も果たされています。学校、地域、PTAが良好な関係を保ち、活動を維持されている団

体に対して、市としてもサポートしていくべきと考えます。

さて、令和10年度から予定されている学校徴収金の公会計化に伴い、これまで学校システムに相乗りしていたPTA会費が切り離され、PTA自身による自主徴収へと移行します。この学校徴収金の公会計化は、教職員の事務負担の軽減や会計の透明化など、大きな意義を持つ取組であり、着実に進めるべきものと考えます。

しかし、移行期に当たるPTA役員には、自力での入会確認、会費集金、未納対応という大きな負担となる作業が突然のしかかることになります。昨今、共働き世帯の増加等を背景に、PTA活動はかなりの負担であるという切実な声があり、そうした中で集金業務から全てを現場に丸投げすれば、ただでさえ敬遠されがちな役員の成り手はさらに不足し、そうすると地域とのつながりが薄くなり、子供たちの学校生活をサポートする役割も果たせなくなると危惧しております。

私は、旧態依然としたPTAを無理に延命すべきと言っているのではありません。行政のシステムの変更のしわ寄せとして、学校行事や運営等を積極的、献身的にサポートしようとする保護者に対して、実務負担がのしかかる事態は避けるべきであると申し上げているわけでございます。

子供たちのよりよい学びの環境のためにと前向きに取り組むPTA活動を持続可能なものとするため、移行期における支援の在り方について、以下質問いたします。

吹田市教育委員会は、各学校のPTAをどのような存在として認識しているのか、また学校教育や社会教育を支える団体として、行政が支援すべき対象であると考えているのか、御所見をお聞かせ願います。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 PTAにつきましては、保護者と教職員が児童・生徒の健全な成長やよりよい教育環境づくりのために意見を交わし、協力して活動する任意の社会教育関係団体と認識しております。

このため、本市教育委員会としましては、PTA

が独立した団体であることを踏まえ、その自主性を尊重しながら、可能な範囲でPTA活動を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 学校徴収金が公会計化されることについて、学校からの通知があったものの、PTA会費の徴収が学校のシステムから切り離されることについては、現場の保護者への周知が圧倒的に不足しております。具体的な引継ぎがなされず、令和10年度に務める役員が混乱することを避けるためにも、市として、いつまでに、どのような手順でPTAの自主徴収へ移行していくのかといった具体的なロードマップやガイドラインを、早期に分かりやすい形で示し、学校、教職員、保護者と共有する必要があると考えますが、御所見をお聞かせ願います。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 学校徴収金の公会計化に当たり、PTA会費の取扱いにつきましては大きな課題であると認識しており、現在、学校徴収金の公会計化に向けた取組の一つとして、本市PTA協議会役員と協議を進めているところでございます。今後、協議の中でスケジュールなどをお示し、協議が整い、方向性が定まりましたら、保護者や教職員に対して周知を図る予定としております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 ほかの自治体では、教員とPTA双方の事務負担を増やさない解決策として、民間のクラウド決済サービスを導入しており、保護者は一度の手続で給食費とPTA会費を支払い、システム側で市の口座と学校口座へ自動振り分けされる仕組みがあります。本市の公会計化のシステム構築に当たり、こうした自動振り分けが行えるよう、要件定義に含めることは一つの解決策だと考えますが、御見解を求めます。

仮に、制度上、あるいはシステム上の理由により、PTAが独自で集金せざるを得ない場合、役員の現

金管理等の負担軽減のためには、キャッシュレス決済の導入が不可欠です。市としてPTAに対し、可能な範囲で支援したいと御答弁いただきましたが、個別のPTAに対して、システムの初期導入費用や決済手数料等の財政的支援、あるいは市が包括連携協定等を結び、全校で安価に利用できるプラットフォームの整備など、できることはいろいろあるかと思っています。本市として、この課題の解決に向けた建設的なお考えをお示し願います。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 御提案いただいた支援方法につきましては、それぞれに課題が想定され、導入に当たっては制度面、運用面で整理すべき点もあるため、現時点の採用は難しい状況です。しかしながら、PTA会費の徴収方法につきましては、市としてどのような支援が可能となるのか、今後、頂いた御意見も参考にしつつ、本市PTA協議会役員と協議を進める中で、円滑な実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 PTA会費の徴収方法は、各PTAの自主性に委ねられるとしても、公会計化によって生じる影響は、PTAが機能している全校共通の課題です。そのため、本市教育委員会におかれましては、PTA協議会と密に連携を取り、協議内容や課題の整理、今後のスケジュールについて適宜公表し、保護者や学校現場が将来の見通しを持てるよう、丁寧な情報提供に努めることを要望しておきます。

次に、自校屋外プールと水泳授業の在り方についてお伺いいたします。

近年、気候変動に伴う命の危険を伴う猛暑により、屋外での水泳授業は、子供たちにとって命の危険と隣り合わせの状況にあります。現に環境省の暑さ指数が基準を超え、水温が35℃に達するなどして、水泳授業が中止となることも珍しいことではなく、単なる泳力の低下だけではなく、命を守るスキルや知識を身につける機会の減少につながっています。

熱中症、そして日焼けによるやけどなど、屋外プールという環境自体が、子供の健康管理において限界を迎えており、計画した授業の半分も実施できないという実態から、全国で自校屋外プールの全面廃止と、民間屋内プールへの完全移行を決断されている自治体もあります。

笹川スポーツ財団の2024年の調査によれば、全国で自校以外の公共施設を活用している自治体は44.1%、民間事業者に委託している自治体は20.4%に達しており、自校屋外プールからの脱却は、もはや一部の先進事例ではなく、不可逆的な全国トレンドでございます。加えて、教職員はプール清掃、水質管理、安全監視など多くの業務を担っており、働き方改革の観点からも見直しが必要な課題であると考えます。

昭和の時代に整備された学校の屋外プールというインフラモデルそのものが、現在の気候や教育課題に適合していないという構造的な問題と捉え、以上の背景を踏まえて質問いたします。

現在、水泳授業の在り方については、全国的に見直しの機運が高まっています。2月にスポーツ庁が示した持続可能な水泳授業の実施に向けた参考資料の中では、現在の水泳授業の課題として、施設の老朽化とコスト増、教職員の重い負担、猛暑等による計画的な授業実施の困難性という3点が明確に指摘されています。スポーツ庁も持続可能な水泳授業の在り方について検討を促していますが、本市として現行の自校プール方式の課題をどのように認識しているのかお聞かせください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 本市におきましても、スポーツ庁が示すプールの老朽化や、天候等の影響による計画的な授業実施の困難性は課題と捉えており、特に近年における気候変動に伴う猛暑は児童・生徒の健康管理におきまして深刻な課題と認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 猛暑による水泳授業の中止が常態化することで、子供たちの命を守るための泳力

や水の特性を知る機会が、過去と比べて確実に失われてきています。この現代の課題に対して、教育委員会としての見解を求めます。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 近年の猛暑により、従来のような水泳指導の機会を確保しづらい環境が続いております。一方で、本市におきましては、水泳指導の方法が確立されており、限られた時間の中で教員が指導の質を工夫し、着衣泳や安全指導を含めた、命を守る泳力の習得に努めてきた結果、児童・生徒の泳力は一定の向上を見せているものと認識しております。

市教育委員会といたしましては、引き続き学校現場と連携し、児童・生徒が命を守る泳力を身につけられるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 本市の教育委員会として、各学校の水泳授業の実施回数や中止回数を把握していない中で、一定の泳力向上が見られるとの評価は、何を根拠にしているのでしょうか。その向上傾向にある泳力は、全体の平均なのか、スイミングスクールに通う子も含めて言っているのか、そういったスイミングスクールに通っていない子も泳力が向上しているのか。まずは現状を正確に把握して、授業実施率と泳力との関係を検証することが必要ではないかと述べておきます。

子供の命と健康を最優先に考えた場合、また泳力を育むための十分な授業数の確保を考え、水泳授業の場所を屋内プールを有する民間施設、または公共施設へ移行すべきと考えます。また、水泳指導を外部のインストラクターに委託することで、児童・生徒はより安全で効果的な技術指導を受けられます。市内全校一斉の民間委託が難しい場合でも、児童・生徒が少なく、片山市民プール、勤労者会館などの既存の公共施設が近隣にある学校から、試験的に自校プールを使わず、外部施設を活用する公公連携のモデル事業を始めるところからスタートされてはいいかがでしょうか。以上、教育委員会のお考えをお聞かせ願います。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 自校のプールを活用した水泳指導は移動時間を要さず、限られた授業時間を最大限に活用できる点や安全確保の点、また、担当教員が直接指導をすることで、児童・生徒の個々の特性を把握しながら指導できる点におきまして、依然として大きな教育的効果があるものと認識しております。その上で御質問にある、子供の命と健康を最優先に、今後も安全管理と教員の指導力の強化を重点的に取り組んでまいります。なお、引き続き外部施設の利用の有効活用が進んでいる他の自治体の状況を注視してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 やらない理由を述べようと思えば、多分幾らでも出てくると思いますが、子供の命と健康を最優先と御答弁いただきましたが、水温と気温の狭いストライクゾーンは、今後さらに気候変動が進む中で、ますます狭まります。自校屋外プール方式を前提としたままでは、授業機会の確保が困難であり、課題は残ってまいります。

吹田市には、長年培われた水泳教育の歴史があり、これは全国に誇るべき素晴らしい教育文化です。だからこそ時代が移り、環境が大きく変わる中、従来の形にこだわるのではなく、その理念を将来に引き継ぐために、新たな実施方法を検討すべき時期に来ていると考えます。

学校の屋外プール施設を、屋根つき、もしくは屋内型にする以外に、自校実施の継続は厳しいでしょう。まずは学校外の公共プールを活用したモデル事業など、小さくても具体的な検証を始めることから進めていただくことを要望しておきます。

次に、J R吹田駅南立体駐車場跡地の保育所設置について伺います。

3月の予算委員会の総括質疑において、我が会派から、J R吹田駅南周辺商店街の整備は本市の活性化の鍵であり、将来に影響があるのではないかとという質問に対し、春藤副市長からは、商店街の皆様に理解してもらうために丁寧に説明する。そしてもう

一つ、商店街の活性化にも寄与できるよう取り組みと、力強い御答弁をいただきました。

待機児童の解消という市の最重要課題に向け、これから応募してくださる事業者の方々に対し、敬意を表するところです。しかし、今回示された保育所設置事業者募集要項を拝見し、市が掲げる商店街の活性化という重い課題を、現場の事業者や利用者の努力に丸投げしているのではないかという強い懸念を抱きましたので、以下お伺いいたします。

事業者に期待される連携内容として、地域イベントへの参加や地域食材を使用した給食の提供などが例示されています。これらは地域との良好な関係構築には有益ですが、商店街の集客や持続的な経済効果を引き上げる、いわゆる活性化の起爆剤になるとは到底思えません。保育所という拠点を生かして、どうやって商店街に人を呼び込み、経済の好循環を生み出すのか。市は商店街の活性化にも寄与できるよう取り組むと言っておきながら、その一番肝腎な戦略が市からは示されておりません。答えを持たず審査するようなことはないと思いますが、全てを事業者のアイデアに委ねてしまっているように見受けられます。

保育所設置から商店街活性化までの構想、本市の具体的な考えや戦略について、春藤副市長からお聞かせ願います。

○橋本 潤議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まずは担当より答弁申し上げます。

当該跡地に保育所を設置することにより、子育て世代の流入や保護者・保育事業関係者による近隣店舗での消費活動、地域・商店街との共同イベントの実施を通じて、商店街の活性化が期待できるものと考えております。

また、地域・商店街で働く方々が安心して子育てできる環境を整備することで、間接的かつ長期的な視点から、商店街のみならず地域全体の活性化と経済の好循環につながるものと考えております。

今後、公募により選定した保育事業者や商店街関係者等と連携し、商店街の活性化に資する取組が進むよう、積極的に働きかけてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 保育所を整備することにより、新たな保護者、子供の人流が生まれることから、多忙な子育て世帯のニーズを的確に把握することが、商店街の活性化につながるものと考えております。その情報を基に、保育所を拠点とする近隣商店街の新たなビジネスモデルの展開を図ることができるよう、関係部による仕掛けづくりをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 今回示された保育所設置事業者募集要項では、商店街活性化について、市の本気度が伝わらない審査基準です。百歩譲って事業者のすばらしいアイデアに期待するにしても、全120点の審査基準のうち、安全対策や商店街との連携を含む立地特性の配点は僅か20点、保育所設置が商店街活性化に寄与するというのであれば、この配点割合はあまりに低く、事業者の善意に頼り切った制度設計です。もともと商店街の活性化については真剣に考えていなかったのではないかと思うほど、整合性が十分に見えてきません。

事業者に対して厳しいルールや条件で負担をお願いする以上、市としても事業者の企画に甘えるだけではなく、行政として責任を持って、保育所という拠点をどうやって商店街の持続的な経済効果や集客など、プラスの活性化に結びつけていくのかということについて、長年商店街を見てきた地域経済振興室と早急に議論し、事業者に具体的な提案を投げてはいかがでしょうか。もう一度、春藤副市長にお伺いいたします。

○橋本 潤議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まずは担当より答弁申し上げます。

事業者の公募に当たっては、募集要項に商店街等から頂いた主な意見等を掲載しており、応募事業者の提案に反映させることができ、立地の特性を理解し、地域に根差した運営が期待できる事業者につい

て、適切に選定してまいります。

また、選定した保育事業者、商店街及び行政がそれぞれの役割を担い、課題等に応じて関係者間で協議を重ね、地域・商店街の活性化に取り組むことは重要であると考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 担当から御答弁させていただきましており、活性化には適切な事業者を選定する必要があると考えております。今後におきましては、事業者、商店街、行政、それぞれの機能や強みを生かしながら、保育事業者はもとより、子供・保護者等の自由な発想や子育て世帯のニーズを踏まえ、共に知恵を出しながら、商店街の自立的な活動を支援し、商店街の活性化につながる取組を関係部が連携して進めていくことが肝要であると認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 何度も言うように、当該地は商店街のど真ん中です。もともと商店街の利便性に寄与する駐車場であったものを転換される場合、現状よりプラス、すなわち今より地域や商店街の活性化につながる施設が望まれることは当然のことであり、それが保育所設置となると、戸惑うのは必然の結果です。

市長、副市長が商店街のこと、地域のことを真剣に考え、向き合う姿勢が今問われています。今後、地域や商店街に対して、きめ細やかに丁寧で真摯な対応を徹底いただきますよう強く要望しておきます。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○橋本 潤議長 14番 川田議員。

(14番川田議員登壇)

○14番 川田 尚議員 大阪維新の会の川田です。発言通告に従い、質問いたします。

まずは、匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウについてです。

新聞、テレビの報道等で耳にしない日はないと思

うほど、トクリュウが関与していると思われる犯罪、特殊詐欺が横行していると感じています。SNS等でメンバーを募り、匿名な上、流動性があるため、端緒をつかみにくく、先日も栃木県で高齢女性宅が狙われ、残念な結果になってしまった事件は記憶に新しくあります。

特にトクリュウによる強盗事件の多くは、白昼堂々な上、防犯カメラなどを気にしている様子はありません。時代劇風に言えば、急ぎ働きそのものであり、非常に恐ろしくあります。また、今回のケースでは、犯行グループと思われる不審車両の通報が事前にあったにもかかわらず、防ぐことができなかったなど、これまで幾つかの犯罪を見聞きしてきた中でも、特異な犯罪であると感じます。

当時はトクリュウの言葉はありませんでしたが、同様な強盗事件は数年前にも本市で起こりました。より凶悪な事件は、最近ではやや関東地方周辺で目立っている印象ではありますが、今後も吹田市内でいつ発生するか分かりません。トクリュウだけではありませんが、それらに類する事案を警察により未然に防いでいるといった報道もあります。そういった中ではありますが、匿名で流動的、言わば組織も明確ではない犯罪集団に対して、本市として何をすべきでしょうか。一義的には警察による事案であると思いますが、本件において、警察との連携状況と、被害者にも、そして加害側にもならないために、市民一人一人が留意すべきことをお示してください。

一方で、これまでも本議会でも同僚議員から、特殊詐欺について様々な提案がなされてきましたが、やはり学校での教育も重要であると思われます。このトクリュウ型の事件では、指導役が指示役、そして実行役と役割分担があるようですが、その実行役の多くが若年層だと指摘されています。SNS等で割のよいバイトと誘い込まれ、弱みを握られ、そして抜けられなくなり、犯罪に手を染めざるを得なくなる、典型的な流れですが、残念ながら同様の事例は後を絶ちません。

トクリュウ型の犯罪対策の一つに、実行役がいなければ、そもそも事件自体が成り立たないといった指摘があります。本市に住まう若い世代の方が、ト

クリュウに関与してほしくありません。特にネットに触れる機会が多くなる中学生へ、トクリュウの危険さを強く意識させることは、もはや必須だと思われます。改めてですが、被害者にならないことはもちろん、加害側にもならない視点が重要であります。

そこでお聞きいたします。これまで闇バイトや特殊詐欺等、どちらかと言えば被害に遭わないための指導は行われている感がありますが、今後はこれまでに以上に犯罪者集団に加わらないことに、より重きを置いた教育、指導も急務であると考えます。学校での指導内容や指導頻度のほか、理解の確認方法なども行っていましたら教えてください。

続いて、平和学習についてです。

これまでもこの場で取り上げられていますが、3月に沖縄県名護市辺野古沖にて発生した、平和学習中に女子高生らが死亡してしまった大変痛ましい事故を皮切りに、平和学習とはとの声を改めて耳にするようになりました。亡くなられた方にお悔やみ申し上げますとともに、本市における平和学習について数点御確認いたします。

我が国の憲法前文にもあり、平和とはを学ぶことに何らの異論はありませんが、平和へのアプローチについては、各種様々な視点があると思われます。昨今、問題となっているのは、平和という名を借りた偏向した教育が一部で行われているのではないかとあります。小・中学生への教育は、何にしても重要であり、場合によれば児童・生徒の将来をも左右する場合もあると考えます。そこで、本市における状況をお聞きいたします。

学校内で学ぶ平和学習において、学習指導要領とは別に、何か独自で行われている平和を学ぶ授業があれば、その内容をお示してください。また、修学旅行において、昨年度で構いませんが、広島県、長崎県、鹿児島県、沖縄県へ行かれた学校がありましたら、小・中学校別、県別で何校か教えてください。また、沖縄県の場合、名護市を訪れた学校があればお示してください。あわせて、この4県を訪れた場合の平和教育の一環とされる具体的な訪問先と、本市が考えるその意義をお教えてください。

私は、平和学習は特に重要であると考えておりま

す。平和を学ぶことは、平和を求めることは共通であると思いますが、目指し方を考えることが大切だと思います。今回の名護市辺野古沖の事故を例に取れば、修学旅行で普天間飛行場の代替施設の建設に反対する現場自体への見学は、問題があると感じていますが、反対する理由を聞き、考えることには問題ないと考えます。一方で、反対ではなく、必要との視点での学習が欠けていたことに、今回の問題の一つがあると考えます。

そこで、気になる点として、学校という組織より、先生個人による偏向した考えの有無です。義務教育の本市の公立学校において、そんなことはないと思いますが、先生個人の平和教育における授業内容を確認することはあるのでしょうか。意見が二分されるような事案には賛成、反対の両論を教えたいただいていると思っていますが、確認されていたら、その方法と、ここ3年間で構いません、過去において指摘に値するケースや、保護者からの指摘があった例はありましたでしょうか、教えてください。

続いて、プレミアム付デジタル商品券についてです。

政府による物価高対策として、本市では幾つかの施策を行い、その中の一つとしてプレミアム付デジタル商品券事業を行いました。現在、二次募集へ移行中ではありますが、一次募集から現在までのところの状況をお示してください。また、一次募集時において、一部で通知が行き届かなかったとのことですが、これについても詳細を御説明ください。

私は、現在実施しているデジタル商品券事業について賛同した上で、この議会の場で公平性とともに納得感について、幾つかの疑問点を質疑させていただきましたが、その後、担当の方からも御説明をいただき理解はしています。引き続き二次募集を着実に丁寧に進めてほしく思います。

一方で、このデジタル商品券であります。地域経済の振興もあり、本市でも恒常的にデジタルでの地域通貨の発行を展開してはいかがかと提案いたします。過去にも同僚議員から、そして市民の方からも、吹田市でも実施してはどうかとの声を

お聞きしています。もちろん導入に係るコストに加え、維持のためのコストなど、厳しい考えはそれぞれ多々あると察していますし、現在において本市の喫緊の課題とは思っていません。ただ、というのも私の知人で、比較的国内政治に詳しい方によると、昨今の政治体制は多党政治になっており、よくも悪くも、いわゆるポピュリズム政治になっている流れがあり、今後も不定期ながらも、さきの物価高対策と同種な政策が政府から発出されるのではないかと指摘されました。

そこで、本市としても、既に他市の事例を研究されていると思いますが、本市で使用可能な地域通貨事業が整備されていれば、例えば緊急時に支給する必要があるなどの不測の事態にも即応でき、さらには福祉や健康増進、地域活動、環境への取組などに応じてポイント付与などによる副次的な効果も期待できます。

そこでお尋ねしますが、現在、本市が考える導入による地域経済の増進の効果と導入に係る課題、可能であれば想定される費用などをお聞かせいただけますでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○橋本 潤議長 質問の途中でありますが、議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時59分 休憩)

○
(午後1時 再開)

○有澤由真副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、14番 川田議員の質問に対する答弁を受けることにいたします。危機管理監。

○山下栄治危機管理監 匿名・流動型犯罪に関する質問に、まずは危機管理からお答えをいたします。

匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウによる犯罪は、特殊詐欺を中心に多岐にわたることから、犯罪被害を防ぐためには幅広い情報の収集や防犯対策の実践など、まずは市民一人一人の防犯意識の向上が重要と考えております。

市では、これまでもトクリュウに限らず、あらゆる犯罪の抑止や検挙率の向上のため、警察と連携し

ながら市内各所に防犯カメラの設置を進め、吹田市・吹田警察署連絡会議等において、犯罪の発生状況や手口の傾向など、情報共有に努めておりました。

警察からは、特に若い世代で、SNSや友人などを通じた投資勧誘や、高額報酬のいわゆる闇バイトへの参加などを契機に、トクリュウによる犯罪に加担してしまう事例が多いこともお聞きしていることから、引き続き、SNSやホームページの活用をはじめ、様々な手法により吹田市民が加害者にもならないように啓発をまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 次に、学校教育部より御答弁申し上げます。

児童・生徒の犯罪防止につきまして、匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウをはじめとするSNS型犯罪から児童・生徒を守ることは喫緊の課題と認識しております。

対応といたしましては、まず小学校高学年には、非行防止教室を、吹田警察署や茨木少年サポートセンターと連携し毎年実施しております。また、中学生には、保健体育科の授業で、犯罪に巻き込まれないための危険予測と回避の能力や、加害者にならないための規範意識を養う指導などを行っております。

さらに、デジタル・シチズンシップ教育におきましても、発達段階や学校の実情に応じて、インターネットを介した犯罪の危険性について取り上げており、その際、学習後に記入する振り返りシートに保護者コメント欄を設けるなどの工夫により、児童・生徒の理解状況の把握だけでなく、家庭でも、近年の社会問題や、その危険性について話し合っていたく機会を想定して取り組んでおります。

今後とも、トクリュウによって児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにすることをより意識し、警察や関係機関と連携するとともに、学校・家庭・地域の協力の下、児童・生徒を守り抜く取組に注力してまいります。

続きまして、本市における平和学習の取組につきましては、学習指導要領に基づき、各校の教育課程に位置づけ、児童・生徒が主体的に学び、考えや議

論が深まるよう、工夫しながら進めているところでございます。

次に、令和7年度（2025年度）、本市小・中学校が修学旅行で訪問した都道府県別の学校数につきましては、広島県が小学校35校、長崎県が中学校4校、鹿児島県が中学校1校、沖縄県が中学校3校となっており、名護市で平和学習を実施した学校はございません。

また、修学旅行先で平和学習の一環として訪れる平和祈念館等での学びにつきましては、授業で得た知識を単なる学習にとどめず、自分事として児童・生徒の中で捉え直す機会と認識しております。現地での体験を通じて、改めて平和の尊さを実感し、身近な日常の中で平和に気づききっかけとなる点で、意義があるものと考えております。

最後に、教員の政治的中立性及び授業の在り方につきましては、個人の信条にかかわらず、教育公務員として、多面的・多角的な視点を大切にしながら、平和教育に係る授業を実施しているものと認識しております。過去3年間に、御質問に値するケースはございませんが、各校におきまして学年会議や教科会議等で授業計画等を共有しており、必要に応じて管理職が内容を確認し、指導・助言を行っております。このように、複数の教員が関わることで、より多面的・多角的な視点で授業が担保されるものと考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 続きまして、都市魅力部より御答弁申し上げます。

プレミアム付デジタル商品券事業につきましては、一次販売の30万口に対し、申込みが約29万6,000口、うち約25万7,000口の御購入をいただき、未購入分につきましては二次販売を実施いたします。

また、一部メールシステムのセキュリティー制限により、当选通知メールの未着事案が発生し、市民の皆様には御迷惑をおかけいたしましたことを重く受け止めております。なお、現在は解消し、二次販売に向け改善を図っております。

最後に、恒常的なデジタル地域通貨につきまして

は、地域内消費の促進が期待される一方、導入時に約1億円、運用に毎年数千万円を要するほか、事業実施の都度、数百万円から数千万円の費用を要することから、慎重な検討が必要であると認識しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 お許しをいただきましたので、2回目は意見、要望とさせていただきます。

まずは、トクリュウについてですが、本市は吹田警察署との連絡会議を実施するなど、行政の横のつながりを、単に組織だけではなく、人的なつながりを一層構築していただき、例えば、ささいな情報や出来事でも、即時共有できるような関係性をより築いていただきたいと思います。その上で、防犯カメラの設置台数に代表されがちですが、防災・防犯に意識が高いまちといったイメージをつくり上げることも、トクリュウだけではありませんが、犯罪者側から見ればリスクが高いまちとなり、安全、安心につながられる一つであると考えます。

一方、教育委員会には、特にネットに触れる機会が増える中学生のうち、トクリュウの恐ろしさを指導していただくよう期待します。まさについ先日ですが、警察庁が文部科学省などと連携して、学校などでトクリュウの危険性を伝える取組を強化すると発表いたしました。これまで特殊詐欺の啓発を行う中で、被害者にならないような取組はなされていましたが、御答弁にあるとおり、今後は犯罪者側に加わらせないをより意識した、一步踏み込んだ取組に期待します。

私見ではありますが、特殊詐欺やトクリュウについて、フェーズが変わってきている気がしています。警察庁の動きもあります。どうか本市からは、被害者にも加害側にもさせないといった強い意識を行政が持ち続けていくことで、多くの市民に気づきがあり、それが犯罪に強いまちをつくることにつながると考えますので、引き続き御対応をお願いいたします。

平和教育については、先日もこの場で同僚議員か

らもありましたが、市民の方から、本市はどうなっているのか、大丈夫なのかといった声が聞こえてきています。平和学習は、授業で得た知識を自分事として捉えることが大切ですが、そこに至るまでの過程で、意識せずに、あるいは意図せず、何らかのバイアスが加わることが問題であります。教員の中立性に問題があると指摘されて久しくありますが、教育委員会には常に念頭に置いていただき、必要な指導・助言をお願いいたします。

過去にこんな新聞記事がありました。原爆の悲惨さを後世に伝える語り部と呼ばれる方が、史実とかけ離れた内容を修学旅行の児童・生徒に伝えているとの記事内容でした。もちろん語り部さん自身に思想的な、個人的な思想信条があることは自由ですが、やはり人間です。勢い余って、どうしても自身を抑えられない場合もあると思いますが、そんなときこそ引率する先生のバランス感覚が重要になります。その新聞記事では、先生が気づき、その場で語り部さんのお話をやめさせたとあります。とっさにその場では難しくとも、別の場で先生が訂正や修正をするなどしていただくことも、私としては期待いたします。平和学習は難しい面もありますが、教育に関係する方々には強く意識していただきたいとお願いいたします。

デジタル地域通貨には様々な課題があることが分かりましたが、デジタル化の進展により、本市としても避けて通れない場合もあると考えます。遠くない将来、常に研究や他市事例を参考にすることで、新たな課題の把握と知見を得ていただきたいと思いますので、都市魅力部の皆さんには、特にアンテナを張っていただき、本市をリードしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○有澤由真副議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 日本共産党、塩見みゆきです。質問をさせていただきます。

初めに、デジタル教育が子供の成長に及ぼす影響についてお聞きをいたします。

コロナ感染拡大をきっかけに、緊急対策の一環と

して2021年から1人1台のタブレット端末支給、活用が始まりました。国のGIGAスクール構想は、ICTを使えば教育がよくなると言わんばかりにデジタル化を推進しています。しかし、ICTをどう教育に取り入れていくかは、探求が始まったばかりではないでしょうか。

まず、小学校におけるタブレット端末の利用状況についてお聞きをいたします。

学年別に、どの科目、どの授業での、どのような活用がされているのか。また、自宅への持ち帰りの頻度と、自宅での使用方法と学習以外にもタブレットが使用できるのか、詳細に教えてください。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 小学校におきまして、学習用端末は、学習指導要領に基づく各教科の狙いに応じて活用しております。低学年及び中学年では、生活科や理科での観察記録、国語科における音読の振り返り、図画工作科では作品の記録や鑑賞活動等に。高学年では、社会科における地域学習の調査や資料収集、理科での実験記録、総合的な学習の時間におけるプレゼンテーションなど、幅広い学習活動で活用しています。また、各校では学習内容や学年によって持ち帰りの頻度などを判断しておりますが、半数以上の学校で学習用端末を毎日家庭で利用できるようにしております。

なお、学習用端末は学習に活用するよう指導しており、持ち帰り時にも家庭学習の充実のために使用しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 デジタル化教育の先進国であるスウェーデンは、2010年からデジタル端末導入を進め、2014年には1人1台を実現し、紙の教科書からデジタル教材、学習ツールに移行いたしました。2023年には教育法を改正して、教科書、学習教材等を印刷された学習教材と明確に定義し、1教科に1冊の教科書を支給、国は教科書印刷のため多額の予算組みをしました。

大転換とも言えるデジタル推進からアナログへの

回帰に至った背景には、スウェーデン最大の研究教育機関であるカロリンスカ研究所が、端末使用が子供たちの成長発達と健康に及ぼす影響について、デジタルツールが生徒の学習を向上させるのではなく、むしろ妨げるという明らかな科学的証拠があるとの見解が示されたことによります。

子供たちの変化として大きく三つ。一つは読み、書き、計算能力が大きく低下したこと。二つには、運動能力の低下であり、前回りや片足でバランスを取るなど簡単な運動ができない。また、手芸教師によるはさみが扱えない、針に糸が通せないなど細かい運動能力低下の指摘です。三つには、人間関係能力の低下で、2022年にOECDが世界各国の15歳を対象に行ったPISA調査によると、数学の授業の規律ある雰囲気という項目で、スウェーデンは、先生の言うことを聞いていない生徒が57.6%で、世界ワースト1、ちなみに日本は5.7%でした。また、中学3年生の半数以上が、過去1年間に窃盗、暴行、脅迫などの罪を犯したなど、規律風土の悪さや犯罪の多い国の一つになっているという結果でした。吹田の子供たちにも何らかの変化があるのか、心配するところです。

毎年実施している全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果及び子供たちの健康面の変化など、また学級でのトラブルとタブレット端末導入前と導入後の子供たちの変化についてお聞きをいたします。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 学習用端末導入の影響につきましては、現在、学校現場での日常的な指導や健康観察から、児童・生徒個々の心身の状況把握に努めておりますが、様々な影響が想定されるため、学習用端末導入を直接の要因と断定する客観的なデータは持ち合わせておりません。

学習用端末を導入した令和2年度（2020年度）以降の全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査におきましても、顕著な変化は見られない状況ですが、学習用端末の使用が児童生徒の健康面や心身へ及ぼす影響を見極めながら、活用していくことが必要であると考えております。

引き続き、学習用端末の効果的な活用と、対面での学びや体験活動とのバランスを大切に、児童・生徒の健やかな成長に資する教育を推進してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 2023年7月、国連ユネスコが、200を超える世界各国の報告と研究結果を報告書にまとめ、具体的な証拠を基に各国政府の適切な管理と規制の欠如に対して警鐘を鳴らしました。アナログへの回帰は、ノルウェー、デンマーク、フィンランドでも起こっており、アメリカでは47の州が読書の科学を法制化、27の州が筆記体の手書きを義務づけるなどの動きがあります。

1人1台端末は、2005年の開始以来、30%の国で確立していましたが、現在は15%に後退をしています。吹田市は1人1台端末を令和の時代のスタンダード、鉛筆やノートのように日々の学びを支えていると肯定的に捉えていますが、諸外国の状況を見るにつけ、このまま突き進むことに危うさを感じます。スウェーデンでは学校医協会や小児科学会が、幼少期や学齢期におけるデジタル利用が脳の発達に様々な悪影響を及ぼすことを明らかにしました。日本でも研究者から、紙と手書きが脳の記憶力と創造性、高度な言語能力につながることを、様々な研究から明らかにしています。国はさらにデジタル教科書の導入も考えていますが、国としてはICT教育についてどのように検証をされようとしているのか。

吹田市において、特に低学年からのICT利用、1人1台端末が本当に必要なのか、専門家の見解や現場の教員の意見、子供たちの様子など、総合的に検証していただきたいと思います。御所見をお聞きいたします。また、今後のタブレット端末の整備、更新計画と費用についてお示してください。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 本市では、国の動きを踏まえ、誰一人取り残されない学びの保障の観点から、児童・生徒の発達段階や個別の状況に配慮し、教育DXの推進に取り組んでいるところです。特に低学年にお

きましては、鉛筆や文字で書く、実物に触れて感じる、といった感覚を働かせる活動を基本としながら、協働学習やプレゼンテーションなど、教育的効果が高い場面での学習用端末の活用を推進するなど、アナログとデジタルをバランスよく使い分けることで、それぞれの利点を生かし、児童・生徒が選択して活用できる力を育む教育が重要であると認識しております。

また、今後の学習用端末の整備・更新計画につきましては、GIGAスクール構想として初期に導入した端末の更新を計画しており、購入する台数と購入予定価格は、令和9年度（2027年度）は約8,600台で約4億7,000万円、令和10年度（2028年度）は約5,400台で約3億円を見込んでおります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 今のところ顕著な影響は見られないとのことですが、専門家の意見を聞き、健康や発達に及ぼす影響についての検証の仕方など、研究をしていってください。

また、補助的なものであるはずのタブレット端末の整備に、毎年多額の予算措置が必要になっていて、これでよいのかという思いがあります。本来、学校教育は教員と子供、また子供同士の関わりの中で学び、人格の形成を目指すものです。1日、トイレに行く時間も取れないほど多忙な教員が、ゆっくり子供と関われるように教員を増やす、また少人数学級をさらに進めるなど、教育環境の整備にこそ予算措置をすべきです。子供たちの成長と発達にとって何が一番よいのか、これからも考えていただきたいと思います。

次に、全国的に子供たちのゲームやスマホの依存、盗撮、アカウントの乗っ取りなどの様々な問題が起こっています。吹田市の子供の状況についてお聞きをいたします。市が行っているデジタルシチズンシップ教育の評価についてお聞きします。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 ゲームやスマートフォンの普及に伴い、依存傾向やSNS上のトラブル、アカウント

の乗っ取りなどの危険性は、本市におきましても課題であると認識しております。

現状の課題を踏まえ、本市のデジタルシチズンシップ教育では、児童・生徒が、デジタルの世界の中でも自ら考え、適切に判断し、行動しようとする意識の醸成を目的に実施しております。学校からは、学習の成果として、発信する前に相手への影響を考えるようになった、インターネットの情報をそのまま信じずに考えるようになった、といった報告も受けており、引き続き、その取組を校内にとどめず、家庭との連携を深め、児童・生徒がデジタル社会におけるよき使い手となれるよう、より一層効果的な教育活動を進めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 国のほうは情報モラル教育という形で、依存症の防止やインターネットの使い方への注意にとどまっています。そんな中で、基本的人権を基軸としたデジタルシチズンシップ教育に取り組みでえられることは評価するものです。さらに重視して取り組んでいただきますようお願いをしておきます。

次に、教育の独立性の確保についてお聞きをいたします。

今年3月16日、沖縄県辺野古沖で小型船2隻が転覆し、研修旅行中だった同志社国際高校の女子生徒ら2名が亡くなられ、14名が負傷される痛ましい事故が起こりました。あってはならないことであり、事故により貴い命を絶たれた生徒さんらに、心から哀悼の意を表し、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

この船を運航した、ヘリ基地反対協議会には、地元の日本共産党地区委員会も構成団体として加盟しており、田村智子委員長は、修学旅行の高校生を船に乗せたこと自体が重大な誤りだったとして、最愛の娘さんを亡くされた御遺族の悲しみや怒りがどれほど深いのか、このことを決して忘れることなく、事故原因の解明、御遺族への直接の謝罪と補償が行われるよう、私たちも尽力していくと述べ、事故のあ

った瀬嶽の浜を訪れ、お二人を哀悼する献花を行いました。

文部科学省は、5月22日、今回の研修旅行中の平和学習が、教育基本法第14条2項に違反するとの見解を示しました。辺野古の埋立工事をめぐる学習という、非常に限定的な部分だけを見て、政治的な偏りがあり、教育基本法違反だと断じるのは、あまりにも拙速で、前例のない教育内容への介入です。

学校には生徒の生命を守る安全配慮義務があり、安全管理上の問題が問われることは当然のことで、原因を究明し、再発防止を図る必要があります。同時に、教育内容に対する権力の介入は、抑制的でなければならず、安全管理上の問題と平和学習や新基地建設問題は切り離して考えるべきです。教育基本法は、第1条で、平和で民主的な国家及び社会の形成者を育てることを教育の目標として定め、戦前戦中の学校教育が国策に利用されたことへの反省から、戦後の民衆教育は、第16条1項の不当な支配に服することなくという規定により、教育権の独立が保障されてきました。吹田市の教育の独立性の確保について、市長と教育長にそれぞれお聞きをいたします。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 まず、担当より御答弁申し上げます。

本市における教育は、教育基本法や学習指導要領等の関係法令に基づき、地域の実情に応じた教育活動が守られる、中立的かつ適正な教育行政を行っております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 教育長。

○大江慶博教育長 本市における教育の基本的な在り方は、ただいま担当から御答弁申し上げたとおりであり、本市の小・中学校では、教科指導や学校行事等において、児童・生徒の個性を尊重しながら、資質、能力の進展を目指し、地域に根差した教育を実施しております。引き続き、これからの社会をつくる児童・生徒に、グローバルな視点で世界を見る力を育む、そのような教育を関係法令にのっとり、適正に実施してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま御質問がありました、吹田市の教育の独立性という点で御質問がありましたが、我が国の教育の独立性と吹田市の教育の独立性という、どちらの御質問なのかなと思ったんですが、吹田市の教育の独立性という限りは、何からの、いかなる場合の、そして何のどの程度の独立性ということを御質問されているのかがちょっと分からなかったんですけども、一般論としてお答えをいたしますと、ただいま教育委員会からの御答弁のとおり、本市は引き続き、適正な立場で責任ある教育を進めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 以前、明るい選挙推進協議会と吹田市選挙管理委員会で開催する白バラ講座で、平和学習と主権者教育を兼ねた、関西大学第一中学校の2学年で実施された模擬選挙の実践報告がありました。その内容は、沖縄研修旅行に向けて、沖縄戦や基地問題について学習し、その後、辺野古基地移設問題をテーマに、基地賛成派と反対派に分かれてロールプレイングの公開討論会を行い、最後に生徒一人一人が学んだ情報や、公開討論での意見を基に、名護市民になり切って主体的に考え、模擬投票を行うというものでした。

今回の文部科学省の見解は、教育基本法第14条2項で禁じる政治活動だと断じていますが、第14条1項では、必要な政治的教養は教育上尊重されなければならないと規定しています。平和で民主的な社会を形成する市民、主権者の育成には、政治的教養を身につけることが必要であり、政府の政策に否定的な意見を知らうとすること、学ぶことを政治的とみなすのではなく、違う意見をどう尊重するのが民主主義の基本です。

しかし、文部科学省の見解が、今後、教育現場を委縮させることにつながるのではないかと懸念するところです。吹田市は小・中学校の修学旅行等で平和学習に取り組んできています。子供たちが主体とな

り、グループで事前調査から修学旅行後のまとめ、発表までを行うすばらしい取組をしています。今後も吹田市は平和学習に取り組んでいただきたいと思います。御所見をお聞きたいします。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 本市の小・中学校では、これまでも修学旅行等の体験を通じて平和学習を大切にしてきました。今後も、児童・生徒が主体的に考え、これから生きていく社会の中で、平和を尊ぶ気持ちを大切に行動できることを見据えた平和学習に取り組んでまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 よろしくお聞きたいします。

次に、手話ステップアップ講座についてお聞きをいたします。

昨年の11月議会で、手話通訳者登録制度創設を求めた際、まずは人材の育成も必要であることから、今年度から開始するステップ講座による手話通訳者育成への効果も注視していくとのお答えでした。昨年度実施したステップアップ講座について、講座の申込み人数と、実際に受講できた人数、また講座修了者のうち、全国統一及び大阪府の手話通訳者試験を受験された人はおられるのかお聞きをいたします。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 昨年度の申込み人数は50人で、うち20人が受講されました。また、全国や大阪府の試験を受験するためには、大阪府の手話通訳者養成講座の受講が必要であり、市の講座修了者のうち3人が受講しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 お答えでは、希望者50名に対し、受講できたのは20名とのことでした。手話養成講座の入門編及び会話編は、昼の部と夜の部で実施され、それぞれ約30名、約60名の講座修了者に加え、以前受講し、ステップアップ講座を待たれていた人もたくさんおられます。通訳者として必要な知

識と高い技能を有する人材を養成するためにも、ステップアップ講座の受講枠を広げる必要があると考ええます。御所見をお聞きたいします。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 昨年10月に手話ステップアップ講座を初めて開催し、昨年度は定員を超える多くの方に申込みをいただくなど、反響が大きかったことは認識しております。今後、開催を重ねていく中で、申込み者数の推移を見ながら、受講枠の拡充についても検討してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 次に、吹田市独自の手話通訳者登録制度の創設についてお聞きをいたします。

吹田市の手話通訳者派遣制度は、市の会計年度任用職員と大阪ろうあ会館に委託する形で実施をしています。災害時の対応や派遣要件を広げるなど、当事者の皆さんが少しでも安心して生活を送れるよう、市独自の通訳者登録制度が必要です。

ステップアップ講座で人材育成をしても、活躍をしていただける制度がなければ意味がありません。制度があれば、他の自治体では、現在、手話奉仕員としてボランティアで活動する手話サークルの方たちが資格を取り、登録される傾向があるようです。

資格については、他市でも独自の資格試験を行っており、聴覚言語障害者協会や当事者の皆さんの御意見をお聞きし、御協力をいただかなければなりません。吹田市独自の手話通訳者試験を実施することも可能です。

昨年6月に、手話施策推進法が成立、地方自治体の手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有するとしています。ぜひ通訳者登録制度の創設を求めます。この間の制度創設に向けた進捗状況についてお聞きをいたします。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 この間の取組といたしまして、まずは手話通訳者登録制度を実施している他市に、現在の登録者の状況や活動実態等を順次、調査しております。

先行市からは、緊急時の手話通訳者や、手話を学ばれている方の技術向上につながるなど、制度の有効性をお聞きしております。一方で、日中に活動できる登録者が少なく要望に応えられない、手話通訳士や手話通訳者の資格取得につながりにくい、そのために登録者の技術にばらつきがあり、一定レベルの通訳者を確保することが難しいなどの課題もお聞きしております。引き続き、他市事例も参考に研究してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 府内の政令市及び中核市だけでも、9市のうち6市で登録制度を既に実施しています。当事者の皆さんの御意見をお聞きしながら、早期実現に踏み出していただくことを強く求めています。

当事者の皆さんからは、せめて公民館の講座や、趣味・教養の活動に手話通訳をつけてほしいとの要望があります。以前、文化的な行事や講座など、合理的配慮として主催者が手話通訳を保障することが求められており、市の手話通訳派遣は対象外であるとお答えになりました。公民館は設置目的に、地域の生涯教育拠点として、地域住民の学習ニーズに対応した講座、講演会、展示会等を実施し、趣味・教養としての様々な知識・技能を高めるとあります。市の設置する公民館での文化的な取組ですから、市が通訳派遣をすべきです。また、指定管理者の行う事業についても、通訳派遣に要する費用は指定管理料に含めるべきと考えます。御所見をお聞きます。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 公民館の取組における手話通訳の設置は、合理的配慮として主催者に義務づけられているものであり、派遣対象としておりません。市が主催する講座などには各所管が予算を計上し、必要に応じて手話通訳を設置しているものと認識しております。団体が主催する講座などにつきましては、手話通訳設置の必要性などを、関係部局とともに主催者に対し働きかけてまいります。

また、指定管理者が行う事業に手話通訳派遣を行うことができるよう、その費用について必要に応じ指定管理料に含めるなど、引き続き関係部局と検討を進めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 市の主催する行事や講座には、基本、手話通訳が保障されているとのことでした。ただ、申込みが要る場合や、どこへ申し込むのか十分周知されていません。例えば、公民館の主催講座には、公民館に申し込めば手話通訳がつけられるとのことですが、当事者の皆さんはそのことを御存じありませんでした。関係部局には丁寧に十分な周知をしていただくことを求めたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○有澤由真副議長 23番 清水議員。

（23番清水議員登壇）

○23番 清水亮佑議員 大阪維新の会、清水亮佑です。発言通告にのっとって質問させていただきます。

万博アリーナについて伺います。

私は、アリーナを核としたまちづくりそのものについては、大阪の新たな魅力創出や地域活性化につながる可能性があり、大いに期待しております。一方で、周辺住民の皆様からは、交通や安全面に対する不安の声も多く寄せられております。特に現在でもガンバ大阪の試合や万博記念公園での大型イベント開催時には、万博外周道路や中央環状線周辺で交通混雑が発生し、山田東地域にも多く車両が流入しております。

また、パナソニックスタジアム吹田周辺では、試合終了後などに、歩行者が横断歩道以外の場所を横断しようとする場面も見受けられ、危険を感じることがあります。今後、約1万8,000人規模のアリーナが整備されれば、現在以上に交通需要や歩行者の集中が発生することが予想されます。そこで、市民の安全確保と生活環境への影響という観点から質問をいたします。

1、交通影響についてです。アリーナ開業後の交通量増加についてどのような影響を想定しているのでしょうか。万博公園周辺だけではなく、山田東地域を含めた広域的な交通影響の検証は行われているのでしょうか。

2、生活道路への流入対策についてです。イベント開催時に周辺住宅地への通過交通や抜け道利用が増加することが懸念されますが、どのような対策を想定されているのでしょうか。大阪府及び事業者は、生活道路への流入抑制策を考えているのでしょうか。

3、歩行者の安全確保についてです。現在でもパナソニックスタジアム吹田周辺では、危険な横断が見受けられますが、アリーナ開業後の歩行者安全対策はどのように検討されているのでしょうか。また、現状と今後どう進めていくのか教えてください。

4、公共交通機関の混雑対策についてです。万博記念公園駅及び大阪モノレールの混雑対策について、大阪府や事業者はどのような対策を考えているのでしょうか。イベント終了後の駅周辺の滞留対策について、具体的な検討はされているのでしょうか、教えてください。

5、今後の対応についてです。市として大阪府及び事業者に対し、交通対策や安全対策のさらなる充実を求めていく考えはあるのでしょうか。アリーナ開業後についても、交通状況や安全面を継続的に検証し、必要に応じて改善を求める体制を構築すべきと考えますが、市の見解をお答えください。

次に、公務員の副業についてお伺いします。

現在、地方公務員の副業につきましては、地方公務員法第38条に基づき、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得て事業や事務に従事することが制限されております。これは、公務員としての信用や公平性、職務専念義務を守るために必要な制度であり、その趣旨は十分理解するところであります。

一方で、近年、社会全体では働き方が大きく変化しております。民間企業では、副業や兼業を通じて人材育成やスキル向上につなげる動きが広がり、自治体においても地域活動や教育、福祉分野などで兼業を認める事例が見られるようになっております。

また、自治体では、若手職員の離職や専門人材の

確保、多様化する市民のニーズへの対応など、人材面での課題も大きくなっております。特に本市においても、子育て、教育、福祉、地域コミュニティなど、行政だけでは解決し切れない課題が増えております。私は、公務員の副業は単なる収入補填として捉えるべきではないと考えます。むしろ勤務時間外に地域や民間の現場に関わることで、現場感覚や利用者目線を養い、その経験を行政へ還元していく、そうした人材育成と行政サービス向上につながる仕組みとして考えるべきではないでしょうか。もちろん、公務への支障や利益相反、公平性の確保、守秘義務の徹底は大前提であります。

その上で、現在の制度が原則禁止という受け止めだけで運用され、職員が必要以上に委縮しているのであれば、職員が持つ能力や経験を地域に生かす機会を失っている可能性もあります。これからの自治体には、職員の力を制限するという視点だけではなく、地域課題の解決のためにどう生かしていくかという視点も必要なのではないでしょうか。

私は、公務員の副業、兼業を、個人の収入のためではなく、地域課題解決のための人材育成策として位置づけるべきであると考えます。そこで、本市における公務員副業、兼業の在り方についてお伺いします。

本市における職員の副業、兼業に関する現行の取扱いについて、許可基準や手続の概要、また直近の許可実績についてお聞かせください。また、本市として公務員の副業、兼業について、人材育成、地域貢献、行政サービス向上という観点から、どのような意義があると考えているのか教えてください。

現状では、職員側から見ると、副業は認められにくいものという認識が強く、申請自体をためらうケースがあるのではないかと考えます。そのため、許可される活動、禁止される活動、利益相反の考え方などについて、職員に分かりやすく示す必要があると考えます。

また、副業、兼業を認める場合には、公務への支障、利益相反、守秘義務、活動時間の管理などを制度として整理する必要があります。そこで、本市として職員が安心して相談、申請できるよう、許可基

準や禁止事項を整理したガイドラインを策定する考えはないのか教えてください。

私は、本市において、吹田市職員地域貢献型副業制度をモデル的に検討してはどうかと考えます。これは、副業を全面的に自由化するものではなく、地域貢献、人材育成、行政サービス向上を目的として、公益性の高い分野に限定し、一定のルールの下で副業、兼業を認める制度であります。例えば、子育て支援・保育、療育、学童・教育、スポーツ指導・福祉、地域活動・NPO活動などを対象とし、事前申請制、利益相反チェック、勤務時間外、休日のみ、活動時間の上限設定などを設けた上で、まずはモデル事業として実施してみてもどうかと考えます。

また、副業で得た経験を政策提案、業務改善、庁内研修などへ還元することで、現場で学び、行政に返す人材育成制度として位置づけることができると考えます。

そこで、本市として公益性の高い分野に限定したモデル制度を検討する考えはないのかお聞かせください。

次に、待機児童対策についてです。

令和8年4月1日現在、本市の待機児童数は17人となり、前年の4人から大幅に増加しております。内訳を見ますと、1歳児が8人、2歳児が7人と、待機児童の大半が低年齢児に集中しております。また、地域別では、山田、千里丘、ニュータウン地域に13人の待機児童が発生しており、市内でも地域的な偏在が見られる状況となっております。一方で、市は今後、今後の保育需要に対応するため、小規模保育事業所4か所、認可保育所4か所の整備方針を示しておりますが、開設時期は小規模保育事業所が令和9年度、認可保育所が令和10年度となっております。

少子化が進行する中においても、地域によっては依然として保育需要が高く、特に低年齢児の受入れ体制の確保は喫緊の課題であります。また、保育施設の整備には一定の期間を要することから、将来的な施設整備だけではなく、現在発生している待機児童への対応も重要であると考えます。そこで数点お伺いします。

令和8年度に待機児童数が増加した要因について、市はどのように分析しているのかお聞かせください。

待機児童が山田、千里丘、ニュータウン地域に集中している要因をどのように捉えているのかも教えてください。

今後の保育需要についてどのような見通しを持っているのかお聞かせください。

今回予定している小規模保育事業所5か所及び認可保育所4か所の整備によって、何人分の受入れ枠の確保を見込んでいるのか、また待機児童解消はいつ頃を見込んでいるのかをお聞かせください。

新たな施設整備が完了するまでの間、既存施設の定員拡大や保育士確保支援など、待機児童解消に向けた短期的な対策をどのように進めていくのかお聞かせください。

不適切保育のラインについてお伺いします。

不適切保育は、子供の人権を侵害し、心身の健全な成長を妨げるものであり、決してあってはならないものであります。保育施設において、子供を威圧する行為や人格を否定する言動、また大人の都合によって子供を過度に統制しようとする関わりはあってはならず、不適切保育の防止に向けた取組を進めていくことは極めて重要であると考えております。

一方で、保育現場からは、何が不適切保育に当たるのか分かりにくい、子供の安全を守るための声かけまで不適切と受け取られるのではないかとといった不安の声も聞かれます。近年では、お壁ぺったん、手はお膝、お口チャックといった日常的な声かけについても様々な議論があります。しかし、これらの言葉だけを切り取って一律に評価することが、本当に子供の最善の利益につながるかという点については、慎重に考える必要があるのではないのでしょうか。

保育現場には、子供の命と安全を守る責任があります。道路への飛び出しを防ぐことや、避難訓練の際に職員の指示を聞いてもらうこと。また、集団生活の中で他者への配慮やルールを伝えることは、保育士の重要な役割であります。

私は、不適切保育は断じて容認されるものではないと考えております。しかし、その一方で、不適切保育をなくそうとするあまり、真面目に子供たちと

向き合っている保育士が委縮し、必要な声かけや安全確保のための働きかけまでためらうような状況になってしまえば、それは結果として子供たちの安全や健やかな育ちに影響を及ぼしかねません。大切なのは、言葉や行為だけを切り取って判断することではなく、そのときの目的や状況、子供の発達段階、安全確保の必要性、継続性、そして子供の権利が適切に保障されているかという観点から、総合的に判断することがあると考えます。そこでお伺いします。

本市では、不適切保育に該当するかどうかを判断する際、特定の言葉や行為のみをもって判断するのか、それともそのときの目的や状況、子供の発達段階、安全確保の必要性、継続性などを踏まえて総合的に判断するのか、市の見解をお聞かせください。

また、不適切保育の防止を進める中で、真面目に保育に取り組んでいる保育士が必要以上に委縮することなく、子供の安全と成長のために自信を持って保育を行える環境づくりについて、市はどのように考えているのか、併せてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○有澤由真副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業に係る御質問について、まずは環境部から御答弁申し上げます。

今般、事業者が作成し、提出されました環境影響評価書案においては、アリーナ開業後の交通量増加の影響について、山田東地域なども含めた広域的な範囲を対象に、環境影響の調査・予測・評価を行っており、その影響を軽減するための環境取組として、生活道路への進入防止策、敷地内及び敷地周辺の歩行者の安全対策、万博記念公園駅及び大阪モノレールの混雑対策、同駅前等の滞留空間の確保、周辺施設の関係者で構成する交通対策調整組織の結成などを実施または検討するなどの意向が示されています。

今後、環境影響評価審査会において、その内容について審査がなされる中で、環境取組の充実や具体化が図られるものと考えており、本市としましては、同審査会の環境影響評価書案への答申を踏まえ、必要な環境取組の実施を求めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 万博アリーナ開業後の歩行者の安全確保について、土木部から御答弁申し上げます。

パナソニックスタジアム吹田周辺の歩行者の危険な道路横断につきましては、かねてより地域から対策についての要望があり、道路管理者である大阪府に対応を求めてまいりました。現在、当該事業に係る環境影響評価書案が提出されたところであり、土木部としましては、まずは提案内容の確認を行い、引き続き必要な安全対策が講じられるよう求めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 公務員の兼業に関する数点の御質問につきまして、総務部より御答弁申し上げます。

まず、本市における現行の許可基準は、公務能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持の3点が確認できる場合と定めており、職員からの申請に基づき、兼業の内容、従事時間、報酬額、公務への影響等を個別に確認し、許可の可否を判断しております。

許可実績は令和7年度（2025年度）に消防団員の活動が6件、クラブ活動の指導が4件、手話講習会の講師やスタッフが3件、その他が6件の計19件で、地域に根差した活動も多く、地域貢献としての意義があるものと認識をしております。

次に、兼業のガイドラインについて、昨年6月に総務省から、地域の実情に即した許可基準となるよう考え方が示され、各自治体で整理が進められている状況を把握しております。本市においても、より詳細な基準が示せないか、検討を進めているところでございます。

最後に、地域貢献型のモデル制度に関しましては、他の自治体において地域課題の解決や地域貢献活動の推進など、公益性の高い分野に限定することにより、職員にとって許可基準が分かりやすく、また、地域住民の理解も得やすい制度として実施されている事例もございます。本市も先進事例を参考に、引き続き研究を進めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 続きまして、児童部から答弁申し上げます。

今年度の待機児童数が増加した主な要因といたしましては、山田・千里丘・ニュータウン地域における住宅開発の影響によって、保育の利用申込み数が増加したことによるものと考えております。

また、就労形態の多様化による共働き世帯の増加などから、今後も保育需要の増加傾向は続くものと見込んでおり、引き続き地域ごとのニーズを注視しつつ、適切な環境整備に努めてまいります。

今年度予定している施設整備については、495人の保育枠の確保を見込んでおり、今後も計画的な施設整備等により、必要な提供量を確保することで、可能な限り早期の待機児童の解消に努めてまいります。

新たな施設の開所までの保育需要への対応といたしましては、定員の弾力運用や私立幼稚園による保育事業の拡充など既存施設の活用により、必要な受皿の確保に取り組んでまいります。また、保育士・保育所支援センターによる就職支援のほか、保育士サポート給付金による人材定着支援や、官民協同による就職フェアの開催など、引き続き他市事例などを参考にしながら人材確保に努めてまいります。

次に、不適切保育の判断基準につきましては、虐待に至らないまでも、子供の人格や権利を尊重せず、心身の健やかな成長を妨げるおそれのある保育と考えており、様々なケースがございますが、こども家庭庁と文部科学省のガイドラインに基づいて、子供の人権擁護の観点から総合的に判断する必要があるものと認識しています。

また、適切な保育環境づくりのためには、全ての保育従事者が子供一人一人の個性を尊重した、適切な接し方の共有と、子供の最善の利益の確保に努める意識を高めることが肝要であることを踏まえ、園長会等を通じて、全ての教育・保育施設で共通認識できるよう水平展開に努めているところでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 23番 清水議員。

(23番清水議員登壇)

○23番 清水亮佑議員 2回目は、意見と要望をお伝えさせていただきます。

私は、アリーナを核としたまちづくりには期待しておりますが、その前提として、周辺地域の安全確保と交通対策が何より重要であると考えております。特に、現在でもガンバ大阪の試合や大型イベントの開催時には、万博外周道路周辺において多くの歩行者が行き交い、時には横断歩道以外の場所を横断するなど、危険な場面も見受けられます。また、山田東地域においても交通量の増加が見られ、市民生活への影響が生じております。今後、アリーナが整備されれば、スタジアム、EXPOCITY、アリーナの3施設により、さらに多くの来場者が集中することが想定されます。そのため、吹田市には引き続き、大阪府及び事業者に対し、地域住民の生活環境や安全確保の観点から、交通対策や混雑対策の充実について、強く要望していただきたいと思います。

また、私は将来的な安全対策として、スタジアム、EXPOCITY、アリーナを安全につなぐ歩行者専用の陸橋やペDESTリアンデッキの整備についても検討すべきであると考えます。歩行者と車両の動線を分離することで、安全性の向上だけではなく、イベント開催時の円滑な人流形成や交通混雑の緩和にもつながるものと考えます。ぜひ、大阪府とも連携しながら、万博記念公園エリア全体を見据えた安全で快適なまちづくりに取り組んでいただくことを要望して、私の意見といたします。

次に、公務員の副業、兼業という点、公務員が副業をしてよいのかという議論になりがちです。しかし、本当に必要なのは職員の力を閉じ込めるのではなく、その力を地域や市民のために生かしていくことではないでしょうか。地域や民間の現場に関わることで得た経験は、必ず行政サービスの質の向上につながります。副業を個人の利益としてではなく、地域課題解決のために人材育成策として位置づけ、本市としても前向きな検討を進めていただくことを要望します。

次に、待機児童問題に関してです。私自身、先日、開催された保育士就職フェアに参加させていただき

ました。会場では、去年と比較して学生の参加者が増えている印象を受けましたし、これまで以上に多様な養成校から学生が来場している様子も見られました。現在、保育士確保は全国的な課題となっており、多くの自治体や事業者が人材確保に苦慮している状況です。そのような中で、吹田市が主体となって就職フェアを継続的に開催し、保育の仕事の魅力発信や就職支援に取り組まれているということは、大変意義のある取組であると高く評価しています。

また、会場をメイシアターにしていることで、市内事業者にとって参加しやすく、費用面や運営面でも負担も比較的少ないことから、多くの事業者が参加できる環境づくりにつながっていると感じました。保育人材確保は、待機児童対策はもちろん、保育の質の向上を支える重要な基盤であります。どれだけ施設整備を進めたとしても、そこで働く保育士が確保できなければ、十分な受入れ体制を構築することはできません。さらに、このような取組は、単なる人材確保にとどまるものではなく、吹田市は保育に力を入れているまちであるというメッセージを、学生や養成校に発信する機会にもなっております。将来、本市で働く保育人材を育て呼び込むという観点からも、本市の保育行政の魅力向上に大きく寄与する取組であると考えております。今後も、就職フェアの継続、充実に加え、養成校との連携強化や実習の受入れ支援、市内保育施設の魅力発信など、積極的に進めていただき、吹田市が保育人材に選ばれる自治体として全国をリードする取組を進めていただくことを期待しております。

次に、不適切保育は決してあってはならず、実際に不適切な行為が確認された場合には、子供の権利と安全を守るため、厳正な対応をしていただきたいと思います。

その一方で、不適切保育を防止することと、保育現場を委縮させることは別の問題です。言葉や行為だけを切り取って判断するのではなく、そのときの目的や状況、子供の発達段階、安全確保の必要性などを踏まえながら、適切に判断していただきたいと思います。また、日々子供たちと真剣に向き合っている保育士が、必要以上に委縮することなく、安心

して保育に取り組める環境づくりをお願いし、私の要望いたします。

ちょっと時間が余ったので、最後に一言だけ。本日、サッカーのワールドカップがあって、無事2対2で引き分け、無事というか、いい感じの試合やったんですけども、そこでガンバ大阪出身の中村敬斗選手がゴールを決めたということで、私自身、とてもうれしく思いましたので、今後もガンバ大阪と日本代表のさらなる活躍をお祈りして、私の質問を終わらせてもらえたらと思います。ありがとうございました。

○有澤由真副議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 日本共産党の益田洋平です。個人質問をいたします。

物価高騰対策とナフサ不足等の影響について伺います。

長引く物価高騰が市民の生活を直撃しています。さらに、アメリカとイスラエルによるイランへの無法な武力攻撃に端を発したホルムズ海峡の封鎖による、石油関連製品の基礎原料であるナフサの不足が生じ、市内事業所の経営や市民生活にも影響が出始めています。

こうした中、政府は新たに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や、中東情勢等対応予備費など、3兆円余りの補正予算を今国会に提案し、これが成立いたしました。しかし、その中身は、エネルギー価格高騰への備えとするもので、日々の生活に苦しむ市民や中小企業、現場で奮闘する医療、介護、福祉事業所への直接的な支援策はありません。政府の対策が不十分な今、基礎自治体である吹田市が、こうした状況から市民生活を守り、市内事業所の営業をどのように支えるのか、その具体的な姿勢と対策が厳しく問われています。

まず、昨年11月定例会において予算措置されました、国の補正予算を活用した本市の物価高騰対策について伺います。まず、プレミアム付デジタル商品券事業について数点伺います。

一つ目、一次販売への購入申込み口数と購入申込み者数、実際に販売した購入口数と、その人数につ

いてお示してください。

2点目、プレミアム付デジタル商品券の購入申込みが複雑で諦めた。当選したが商品券の購入ができなかった、そもそもPay Payを利用していない、コールセンターが繋がらなかったなどの声が届いております。市としてこうした声は把握されているのでしょうか。

3点目、6月19日より、約4万3,000口の二次販売を予定されています。一次販売で購入申込みをされた市民が、再度申し込まれることが自然と思うのですが、申込み方法の改善などは行われたのでしょうか。また、三次販売は想定されているのでしょうか、お答えください。

次に、高齢者生活支援のギフトカードの送付について伺います。

ギフトカードの受け取り状況はどうなっているのでしょうか。全ての対象者の元にギフトカードは届いたのでしょうか。

中小企業向けの生産性向上に向けた補助について伺います。

2月から3月に事前調査を行い、4月から申請が開始されています。本年4月から補助金交付申請の受付が開始されています。現在までの申請件数、設備投資の内容など、進捗状況についてお示してください。

ナフサ不足等の影響について伺います。

物価高騰が主な原因による4月の全国の倒産件数は900件近くに上っています。今後も倒産や廃業が増加することが予測されています。アメリカとイスラエルのイラン攻撃による中東情勢の影響で、エネルギーやナフサをはじめ、石油関連製品の値上がりや不足が起きています。建設現場では、シンナーや塩ビ管がなく、医療現場では手袋や滅菌バッグが不足しています。吹田市はこうした状況を把握されているのでしょうか、本市の認識をお示してください。

本年2月定例会で私は、今年1月3日にアメリカのベネズエラへの無法な軍事侵攻に対し、市長に見解を求めましたが、国の所管事項であることを理由に見解を述べる立場にないと答弁を控えられました。しかし、その後、アメリカはイスラエルと共に国際

法無視のイラン攻撃を始め、多くの人々が犠牲となっています。また、国際情勢の緊迫化やホルムズ海峡の封鎖という事態が、本市の市民生活や市内事業者の経営に深刻な影響を及ぼしている現状について、市長はどのように受け止め、危機感を持たれているのか、改めて御見解をお聞きたいします。

次に、高齢者の食と健康と暮らしを支える配食サービスについて伺います。

食えることは生きることです。栄養の整った食は健康を維持し、QOL、生活の質を向上させます。そこで、高齢者の食と健康、そして暮らしに対する本市の基本的な認識を伺います。

本市は、2023年度をもって配食サービス事業を廃止されました。第8期健やか年輪プラン（2021年度から2023年度まで）は、暮らしを支える在宅福祉サービス等の提供として配食サービスが位置づけられていました。改めて伺いますが、本市が2023年度まで実施してきた配食サービス事業の意義とその内容、事業を廃止した理由についてお答えください。また、現在の本市における高齢者への配食サービスの取組についてお示してください。

配食サービス事業を廃止してから2か年度が経過しましたが、配食サービス事業廃止後の検証などは行われているのでしょうか。厚生労働省は、配食事業における栄養管理の在り方や配食利用者の身体状況等の把握に関する対応の在り方を整理したガイドラインを公表し、配食事業の普及等を推進し、配食事業者を地域包括ケアシステムの重要な担い手として位置づけています。民間配食サービス事業者の多くは、食事を利用者宅に届けた際に安否確認を行い、利用者の安否が確認できない場合や体調不良等を発見した際には、家族との連絡や担当ケアマネジャーとの連携を図っています。ベッドから転落している利用者を発見し、救急車を呼び、到着までその場で待機することもあるそうです。また、ケアマネジャーの多くは、昨今のヘルパー不足の影響で、配食サービスをケアプランに位置づけるケースが増えていると伺っています。つまり、配食事業は、食を通じて高齢者の健康と安心・安全な暮らしを支えるためになくてはならないものであり、公益的役割

や福祉的機能を担うものだと考えますが、御所見を伺います。

市内のある配食事業者のお話を伺いました。物価高騰の影響で食材の原価が上がり、米の仕入れ値は3倍になっているとのこと。1食当たりの価格、売価を値上げしたものの、人件費やガソリン代の高騰で赤字経営が続いているとのこと。さらに売価を引き上げたいが、高齢者の暮らし向きを考えると値上げはできないと、こうおっしゃいます。公的融資の借入れも、消費税の支払いに消え、生産性を向上させる余地はなく、これ以上、借入れすることもできず、このままではあと数年続けられるかどうかという、極めて深刻な状況に直面されており、吹田市には事業を継続できる支援を検討してほしいと切実に要望されています。

そこで伺います。第10期健やか年輪プランの策定に向け、本市では配食事業者のこうした物価高騰による深刻な経営状況について実態調査はされているのでしょうか。民間任せにするのではなく、在宅福祉の崩壊を防ぐためのしかるべき対策が必要と考えますが、御見解をお聞かせください。

大阪府の万博記念公園駅前周辺地区活性化、アリーナ等建設事業について伺います。

本年5月21日付で、同事業に関する大規模開発事業協議承認申請書及び環境まちづくり影響評価の評価書案が吹田市に提出され、6月5日に議員宛てにその旨の通知がありました。本市議会は、2025年5月定例会において、事業者に対し、現在、保留地となっている①－b敷地を含めた一体的な計画を早期に示した上で環境影響評価を実施すること、また、事業者に必要な説明責任を働きかけ、大阪府としても本事業が地域住民の理解と納得を得て進められるよう求める意見書が全会一致で可決いたしました。さらに、同年9月定例会でも、同趣旨の決議を全会一致で可決しております。この意見書と決議は、日々の平穏な暮らしを願い、開発への不安を募らせる多くの地元住民の生の声を背負ったものです。単なる行政手続の1枚の紙ではなく、地域に暮らす人々の切実な願いが凝縮された民意にほかなりません。

では、その求めが誠実に履行されたのでしょうか。現実はその真逆で、事業推進者である大阪府と事業者は、住民や議会の懸念を置き去りにしたまま、同事業を淡々と粛々と進めており、このような進め方は到底受け入れ難い痛恨の極みであります。まさに住民無視、議会軽視の不誠実極まる姿勢だと言わなければならない事態ではないでしょうか。吹田市民の願いに応え、暮らしを守る立場である後藤市長の御見解をお聞かせください。

そもそも本事業は、事業者の選定段階から大きな誤りがあったと言わざるを得ません。大阪府は事業公募の段階で、あろうことか本市の条例本則に適合しない共同住宅の整備を含んだ提案を可能とし、そのまま事業者を最優秀提案者に選定いたしました。さらに、その事業者選定委員会の議事録は非公開とされ、どのような選定審議が行われたのか住民には知る由もありません。そればかりか、地元住民に対しては、当初、一体の事業としてコンセプトを説明し、理解を求めていたはず。しかし、法令に適合しないと通知を受けるやいなや、共同住宅の整備を予定していた①－b敷地を計画から除外いたしました。そして、大阪府や事業者からの住民への納得のいく説明を一切欠いたまま、開発手続と環境影響評価手続が進められてきたというのが実態です。このような不誠実なプロセスを行政が主導してよいはずがありません。

今問われているのは、吹田市が手続は適法だからという形式論だけで、このまま事業を追認し、進めさせてよいのかどうかという、自治体としての姿勢が問われています。後藤市長、この進め方は本当に正しいとお考えですか、明快な御見解を求めます。

これで1回目の質問を終わります。

○有澤由真副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 まず都市魅力部より御答弁申し上げます。

プレミアム付デジタル商品券事業につきましては、一次販売での30万口の発行に対し、申込み口数は約29万6,000口、申込み者数は約10万人、購入口数は約25万7,000口、購入者数は約9万4,000人でございます。

次に、本事業につきましては様々な御意見を頂いており、市民の皆様に御不便、御迷惑をおかけいたしましたことを重く受け止めております。このため、二次販売に当たりましては、一次販売での課題を解消するとともに、説明会の追加開催、コールセンターの体制強化、申込み手続の簡略化など、改善を図ってまいります。

また、一次販売で購入に至らなかった当選者には、二次販売時に優先的に購入いただけるなどの対応をいたします。なお、二次販売では購入上限数を1人当たり5口に拡充いたしますことから、現時点で三次販売を行う予定はございません。

続きまして、中小企業向けの生産性向上に向けた補助の現状につきましては、6月10日現在で受付件数は138件となっております。設備投資の例といたしましては、飲食サービス業におけるスチームコンベクションオープンの導入等により生産性向上を図る取組が進められております。また、交付決定の累計額は、54件で8,075万1,000円、予算の執行率は57.7%となっております。

最後に、中東情勢が事業者に与える影響につきましては、全国的な課題と認識しており、本市では、商工業振興対策協議会におきまして、経済団体等から現況を共有いただいているほか、中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口である吹田商工会議所とも連携し、資金繰り等に関する相談状況を把握しているところでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 続きまして、福祉部よりお答えいたします。

初めに、高齢者生活支援事業のギフトカードにつきましては、お受け取りいただいた世帯の割合は、本年6月1日時点において、約96%となっております。なお、ギフトカードをお受け取りいただけなかった世帯のうち、再発送を御希望された世帯への発送を今月中に実施する予定でございます。

次に、高齢者の食と健康、暮らしにつきましては、適切な栄養摂取とバランスの取れた食生活は、高齢者にとって、生活の質の向上につながる重要な要素

であると考えております。

次に、高齢者への配食サービス事業につきましては、食事の準備が困難な高齢者に対し、食事を提供するとともに、配達時の声かけや安否確認を行うことで、高齢者の在宅生活の継続を支援することを目的に実施しておりました事業でございます。

事業開始当時は、民間事業者による配食サービスが十分に普及しておらず、市が先行的に委託事業として、高齢者の在宅生活の支援を図ってまいりました。事業開始から相当の期間が経過する中で、民間事業者によるこのサービスも広く展開されるようになり、本市事業の利用者数も年々減少したことから、行政として支援する事業としての役割は終了したものと判断し、事業を廃止したものでございます。

当該事業の廃止後におきましても、市といたしましては、高齢者が必要なサービスを継続して利用できるよう当該事業を実施する事業者の募集を行い、事業者やサービス内容を紹介する啓発用パンフレットを作成し、高齢者やその家族、関係機関への周知に努めてまいりました。事業廃止後の検証につきましては、事業廃止までに2年間の経過期間を設け、利用者への個別のヒアリングなどを実施した上で事業を廃止したことから、検証は行っておりません。

次に、当該事業の役割や機能につきましては、高齢者の在宅生活を支える一つの手法であり、介護保険サービスや生活支援サービス、地域での見守り活動など、様々な支援策と連携しながら提供されることが重要であると考えております。

最後に、民間の事業者に対する実態調査は行っておりませんが、当該サービスの提供体制につきましては、高齢者がそれぞれのニーズに応じて選択できる環境が確保されているものと考えております。このため、現時点において、過去に実施していた配食サービス事業者への支援策を再度実施する考えはございませんが、高齢者を取り巻く環境やサービスの提供状況、市民ニーズの変化につきましては引き続き注視してまいります。

限られた財源の中で、新たな補助制度を創設することにつきましては、施策全体の優先順位や公平性の観点から、慎重に判断する必要があると考えてお

ります。

今後も、高齢者が必要なサービスを円滑に利用できるように、関係機関との連携や情報提供に努めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 次に、保健所よりお答えします。

ナフサ供給不足による医療資材への影響につきまして、現時点では市内医療機関から医療資材不足に関する相談は特に寄せられておりません。国において、石油関連製品である医療資材の安定確保策として、当面の必要量に見合う量のみ発注するよう依頼するなどの対応を行っているところであり、本市としては、国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 万博記念公園駅前地区活性化事業につきまして、まずは担当部の都市計画部から御答弁申し上げます。

令和7年（2025年）9月定例会での決議を受け、大阪府及び事業者との協議の場を設けました。大阪府からは、代替案が示されてから本市と相談しながら適切に対応する、事業予定者からは、代替案が定まった際には、改めて環境影響評価手続を行う方針との見解がそれぞれ示されました。また、大阪府からは、本年2月に戦略本部会議を開催し、①—b敷地の活用についての方針を明らかにしました。

令和8年1月に①—b敷地を除いた区域で、吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づく大規模開発事業構想届出書及び吹田市環境まちづくり影響評価条例に基づく環境影響評価提案書が本市に提出されましたが、吹田市行政手続条例には、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないことと規定されており、本市といたしましては、適切に条例の手続を進めているところです。引き続き大阪府及び事業者には、地域住民に丁寧な説明を行うよう求めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 2問いただきました。1点目は、ナフサ不足、物価高騰に関してですが、現在起こっている国際的規模の混乱、これは今日時点でも大きく動いています。明日、あさってどう動くか、私にも分かりません。ただ、その混乱の市民への影響は、今現在、こと吹田市民特有のものではなく、吹田市にお住まいの、また事業を営んでおられる国民への影響であり、これ以上深刻な状況にならないよう、先日、6月10日にありました全国市長会、ここには高市総理も御出席でしたが、ここにおいても政府による有効な対応を求めてまいったところでございます。

2点目の、万博記念公園駅前地区活性化事業でございますが、この事業につきましての経過、経緯というのは、ただいま担当から詳細に説明をさせていただきました。本市は、法、条例に従って、沿って、開発行為が行われることを確認し、誘導し、その誠意ある対応を前提として、より魅力的な地域づくりに資するプロジェクトとなることを期待をしているところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 2回目は、数点質問と意見とさせていただきます。

まず1点目です、物価高騰対策とナフサ不足等の影響についてですけれども、市民生活を支援する物価高騰対策について、プレミアム付デジタル商品券の二次販売では、一次販売での課題を解消するなどの改善を行うとの答弁をいただきました。しかし、結局のところ、デジタル機器を使いこなせる方が対象になるという点には変わりありません。一方で、高齢者へのギフトカード送付については、96%の世帯が受け取られており、受け取りができなかった世帯への対応を今後行うということでもありますけれども、全てが対応できるということではないようです。

我が会派は、かねてから市が実施する物価高騰対策において、取り残される市民を絶対生み出さず、真に困っている方に届くものにすることを求めてま

いりました。長引く物価高騰により、その必要性はさらに増しているのではないのでしょうか。

また、中東情勢による市内事業者への影響については、資金繰りに関する相談が寄せられているとのこと。医療機関からは特段の相談はなく、国の動向を注視する等とのことでありましたが、今後、国の重点支援交付金が約1億円交付されるようです。同僚議員の質疑では、中学校給食半額補助の財源に充てるとの御答弁がありましたが、そうではなく、市費を追加してでも、今回、対象にならなかった市民にも届く物価高騰対策や、資金繰りに苦しむ事業者に対する緊急の支援を検討するべきではないのでしょうか、お答えください。

2点目、高齢者の食と健康と暮らしを支える配食サービスについてであります。食事の準備や安否確認など、福祉ニーズに対応するための事業として、行政としての責任をこれまで担ってこられました。現在、民間配食サービス事業者がその福祉的な役割を担っておられます。その重要性に変わりはないはずです。その機能が果たされているのかどうか、把握する必要があるのではないのでしょうか。

また、ヘルパー不足の中で、最後のとりでとして民間配食事業者が物価高騰の影響で撤退したら、結果的に高齢者の孤立死や健康悪化につながるのではないのでしょうか。民間頼みにせず、配食事業者の経営を支援する物価高騰対策を求めますが、副市長の答弁を求めます。

それから、意見とさせていただきます。大阪府の万博記念公園駅前周辺地区活性化事業についてです。

担当部長からいただきました答弁は、11月議会で同趣旨の質問をしたときと同様の、ほぼほぼ同様の答弁でありました。市長は、先ほど、誠意ある対応を前提にというふうにおっしゃっているのですけれども、果たして誠意ある対応がされているのかどうか疑問であります。市としても今後の丁寧な説明を求めていくという従来のそういう要請ではなくて、大阪府や事業者のこれまでの不誠実な姿勢を変えていただきまして、住民の理解と納得が得られるように、努力を再度していただきたいというふうに思います。

さらに住民の合意形成、これは絶対に軽視はしてはいけないと、この前提にしっかり立っていただいて、今、保留地の計画を明確にされないまま進めようとしている同事業について、手を一旦止めるように、立ち止まるように、直接、大阪府知事などに申し入れていただきますようお願い申し上げ、意見といたします。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 物価高騰対策について、行政経営部より御答弁申し上げます。

今回、増額分の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、今年度当初予算に計上いたしました取組への充当を予定いたしております。中東情勢等、まだまだ先行き不透明な状況下ではございますが、引き続き国の動向等を注視し、必要に応じた対応策を検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 福祉部にいただきました2回目の質問につきまして、まずは担当からお答えいたします。

繰り返しになりますが、高齢者福祉施策においては、介護人材の確保や介護予防事業をはじめ、多様なニーズへの対応が求められております。今後におきましても、高齢者の生活実態やサービス利用状況を注視しながら、必要な福祉施策の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 ただいま担当部長から申し上げましたとおり、高齢者福祉施策においては、多様なニーズへの対応が求められているところでございます。施策全体の優先順位や公平性の観点から、必要な対応を慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 以上で質問を終わります。

ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付いたしております付託案件表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、常任委員会委員長から、クラウド上などに

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

掲載してあります招集通知のとおり委員会が招集されていきますので、御承知願います。

付 託 案 件 表

令和 8 年 5 月定例会
(2026年)

<財政総務常任委員会所管分>

- ・ 議案第44号 退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について

<文教市民常任委員会所管分>

- ・ 議案第45号 吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例の制定について

<健康福祉常任委員会所管分>

- ・ 議案第47号 吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について
- ・ 議案第60号 吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更について

<予算常任委員会所管分>

- ・ 議案第63号 令和 8 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 号）

○**橋本 潤議長** 次に、日程3 報告第9号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決したいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、報告第9号を採決いたします。

本件について承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、報告第9号は承認されました。

○**橋本 潤議長** 次に、日程4 議案第46号、議案第61号、議案第62号及び議案第64号を一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして理事者の説明がありましたので、ただいまから質問

を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決したいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第46号、議案第61号、議案第62号及び議案第64号を一括して採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第46号、議案第61号、議案第62号及び議案第64号は原案どおり可決されました。

○**橋本 潤議長** 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は、6月25日（木曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後2時32分 散会）

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	橋 本 潤	
吹田市議会副議長	有 澤 由 真	
吹田市議会議員	江 口 礼四郎	
吹田市議会議員	井 上 真佐美	
吹田市議会議員	竹 村 博 之	